

## 平成21年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第4号

平成21年3月19日(木曜日)

---

### 議事日程 第4号

平成21年3月19日(木曜日) 午前9時開議

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 発議第 1 号 | 国民健康保険事業運営の都道府県単位の一元化を求める意見書の提出について             |
| 日程第 2 | 議案第64号  | みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第 3 | 議案第65号  | 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第10号)について                   |
| 日程第 4 | 請願第 1 号 | (仮称)水上こども園建設に伴う通園・通学路の安全確保についてのお願<br>い          |
| 日程第 5 | 議案第6号   | みなかみ町民憲章の制定について                                 |
| 日程第 6 | 議案第15号  | みなかみ町資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第 7 | 議案第33号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町農村交流公園「遊神館」)                  |
|       | 議案第34号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町農産物直売所「百姓茶屋」)                 |
|       | 議案第35号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町農林漁業体験実習館「豊楽館」)               |
|       | 議案第36号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町農産物加工施設「福寿茶屋」)                |
|       | 議案第37号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町手づくり郷土の香りの家)                  |
|       | 議案第38号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園「桃李館」)                  |
| 日程第 8 | 議案第39号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」)             |
|       | 議案第40号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設「湯島オートキャンプ場」) |
|       | 議案第41号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧風和の湯」)      |
|       | 議案第42号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町奈良俣サービスセンター)                  |
|       | 議案第43号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川)               |
|       | 議案第44号  | 指定管理者の指定について(第1号みなかみ町駐車場「湯原」)                   |
|       | 議案第45号  | 指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場「湯桧曾字湯吹山」)              |
|       | 議案第46号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「竹細工の家」)                 |
|       | 議案第47号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「木工の家」)                  |
|       | 議案第48号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「陶芸の家」)                  |
|       | 議案第49号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「わら細工の家」)                |
|       | 議案第50号  | 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「和紙の家」)                  |

- 日程第 9 議案第51号 指定管理者の指定について (みなかみ町ふれあい交流館)
- 日程第10 議案第52号 平成 2 1 年度みなかみ町一般会計予算について  
議案第61号 平成 2 1 年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第53号 平成 2 1 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について  
議案第54号 平成 2 1 年度みなかみ町老人保健特別会計予算について  
議案第55号 平成 2 1 年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第56号 平成 2 1 年度みなかみ町介護保険特別会計予算について  
議案第57号 平成 2 1 年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について  
議案第58号 平成 2 1 年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について  
議案第59号 平成 2 1 年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第60号 平成 2 1 年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について  
議案第62号 平成 2 1 年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について  
議案第63号 平成 2 1 年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について
- 日程第13 閉会中の継続審査・調査申出について  
日程第14 字句等の整理委任について
- 

**本日の会議に付した事件**  
議事日程に同じ

## 出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 な し

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 阿部正 書記 深代和恵

## 説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部一司君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	石坂武君
税務課滞整GL	石坂和利君	保健福祉課長	林耕平君
生活環境課長	鈴木初夫君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	岡村章君
教育課長	青木寿君		

## 開 会

午前9時00分 開議

議 長(傳田創司君) みなさん、お早うございます。

3月定例議会も、最終日になりました。

本日は、定刻までにご参集いただき、誠に有り難うございます。

ただ今の出席議員は23名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

## 開 議

議 長(傳田創司君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第4号のとおりであります。

議事日程第4号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 発議第1号 国民健康保険事業運営の都道府県単位の一元化を求める意見書の提出について

議 長(傳田創司君) 日程第1、発議第1号、国民健康保険事業運営の都道府県単位の一元化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番(本多秀律君) 発議第1号、国民健康保険事業運営の都道府県単位の一元化を求める意見書について、本文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

日本の医療保険制度は、昭和2年に健康保険法が、昭和13年に国民健康保険法が施行し、昭和36年に国民健康保険事業が全国の市町村で始められ、病気になったときに安心して医療が受けられる「国民皆保険」が実現され、今日に至っております。

しかしながら、国民健康保険は運営に当たり、多くの構造的な問題を抱えており、被保険者は保険税(料)の負担能力が低い自営業者、退職者、年金生活者及び離職者が多く、中山間地域は過疎化が進み、特に年齢構成も高いため、医療費も高い状況にあります。

そのため、中間所得者層の保険税(料)負担が極度に重くなっております。

さらに、産業構造の変化により、自営業者、農林業者が減少し、少子高齢化社会の進展により、医療費が右肩上がり増加する一方で、それを支える現役世代が減少しております。

平成18年度の医療制度改革により、75歳以上の被保険者が、後期高齢者医療制度へ移行したため、保険税(料)収入が減少し、ますます保険財政運営が厳しい状況におかれており、財政状況が実質赤字の市町村が全国的に増加しています。

国民健康保険制度は、生活弱者のための医療基盤を成しており、健全な運営をしていくためには、市町村の自助努力だけでは解決できない時期にきており、国や県の責任において長期的な安定を図るための抜本的な医療制度改革が必要になってきております。

よって、国及び県は、次の事項について、積極的な措置を講ずるよう強く要望します。

1. 長期的な視点にたった国民健康保険事業運営の都道府県単位の一元化の早期実施。
2. 広域的な運営が実現するまでの間、国民健康保険の運営が安定するよう国県の助成の拡充。

以上、意見書の主旨といたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第1号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 意見書の提案理由を聞かせていただきました。

まず、都道府県単位の一元化ということで、早期実現という言葉が入っていますが、私は都道府県単位というのは、県自体によってもいろいろと経済力の差もあるし、それに含まれる町村の経済力とか、いろいろ差があると思います。

そういった意味で今非常に大変に国保会計がなっている原因というのは、国が国保に対する補助率の負担を減らしているということだと思います。

それで尚かつ、都道府県単位に集約しようという方向も出しております。それによって、一層、国の負担が減るとともに、国の責任がなくなってしまう、「私は知りませんよ。」みたいな形になってしまうのではないかという心配をするわけです。

それで実際に、三位一体計画と称する計画によって、2分の1の今までの負担が43%になったり、保健基盤安定機構の財源負担についても国の負担をなくしちゃって、もう県75%、市町村25%という負担に変わってきております。

そんなことで、この中身については国・県が健康保険制度を充実させるように見直しをして欲しいという意見書なので、賛成するのですが、この「都道府県単位の」という部分を削除することが出来ないのかどうかをお聞きしたいのですが。

議長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） この提案の場合は、都道府県単位でございます。

確かに都道府県の各知事さんも必ずしも、この国保の広域化については賛成でないということを経験している面から聞いております。聞いておりますけれども、今、みなかみ町の現状を取って見ても、やはり国保税の伸びは、一定して3%ぐらい伸びているというのが、一つの考え方でございます。では逆に入の方が期待できるのかと言ったら、なかなか伴わない。

特に中山間地においては、この中の文言にもありますけれども、中山間地においては所得が低いために入の方が必然的に増える方向ではなくて、逆に言えば、減っている可能性もあるわけですね。

そうしますと、やはり言ってみれば、県単位が良いのか、国単位が良いのかという議論は確かにあると思います。

ただ、今の国保税の対応は各自治体に任されているわけでございます。取り敢えずは、まず次の段階の県単位で対応していただいているというのが、この今出そうとしている趣旨でございます。

財政基盤を今よりは安定させるために、県単位の方が良いだろうというのが、この趣旨であると私は思います。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 国が都道府県単位に広域化を推進しようとしていることに対しては、全国知事会も反対を表明している状態なのです。

私も一般質問で国民健康保険制度の見直しをして、国民皆保険制度が安定的に続くような意見書を出すようにという一般質問をさせていただきましたけれども、先程言われたように、中山間地帯が非常に苦しくなってくるというのは、全国でも同じだと思います。

群馬県だけが非常に大変だということではなくて、中国地方にしろ、四国にしろ、九州にしろ、中山間地帯を抱えている所というのは大変ですし、そういった意味で、では群馬県だけがそういう形にすれば良いのかってということではなくて、やはり国が責任を持って、国民皆保険制度を維持して行くんだという立場に立てば、ぜひこういった形で、国・県に見直しを求めるといのは、私も同じ立場なので、そういう形で修正なりをしていただければ有り難いなという考えなのですけれども。

議 長(傳田創司君) 20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番(本多秀律君) 私、個人的な見解になりますけれども、今は県単位の一元化を求めています。これが達成されて、今仰ったように、確かに知事会が反対という方向は出ていることは、私も聞いています。聞いていますけれども、意見書はあくまでも、みなかみ町としての意見書として出して、それでそういう流れもあるけれども、本町は非常に大変なのだというのを訴えていって、是非とも理解していただく方向で啓蒙できれば、啓蒙の一つの材料と出来ればと思っています。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) せっかくの意見書でありますので、国に対しても非常にアピールになると思うのですよね。そういった段階でやはり国に見直しをして欲しいという意見書いろいろ出てくると思いますので、そんなことで再度お願いできないかということなのですけれども。

議 長(傳田創司君) 20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番(本多秀律君) そういふことがあるから、この中身の中にも、敢えて国や県の責任においてという言葉が入っているわけでございまして、是非とも、この県単位の一元化を求める意見書に賛同をお願いできれば有り難いと思っております。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第1号の質疑を終結いたします。

これより発議第1号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 意見書に反対の討論をさせていただきます。

三位一体改革と称して、国民健康保険財政の一部を都道府県に移管をしてきました。

それまでは給付費の50%だった国庫負担を06年から43%にし、7%は都道府県の

調整金にしました。また、保健基盤安定基金の財源割合を国50%、県25%、地方庁25%から、県75%、市町村25%にするなど、国庫負担割合を減らして、地方に負担を転換してきております。

さらに06年の10月には、県国民健康保険連合会が各市町村合同で財政を拠出して、高額医療費を賄う保険財政共同安定化事業を発足させましたし、国は地方分権・広域的な医療の提供などの理由を挙げて、国民健康保険を都道府県単位に再編することを迫っておりますが、自治体は医療に対する国の負担と責任を一層後退させるものであります。

これについては全国知事会も反対を表明しているとおりであります。

町の国民健康保険財政を不況に追い込んでいっているのは、国庫負担の相次ぐ引き下げでありますし、都道府県単位に広域化をしても、この状態は変わりません。

国民健康保険の財政の悪化、それから保険料の値上げ、滞納者の増加、財政悪化という悪循環を繰り返すだけになってくると思います。

こういった意味で、都道府県単位で推進するのではなくて、国の保険制度を見直すことによって、各町村が安定して運営できるような保険制度が求められているんじゃないかということだと思います。以上、討論とさせていただきます。

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 発議第1号、国民健康保険事業運営の都道府県単位の一元化を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、運営に当たり、多くの構造的な問題を抱えておりますが、国民健康保険制度は、生活弱者のための医療基盤となっており、健全な運営をしていくためには、市町村の自助努力だけでは解決できませんので、国や県の責任において、長期的な安定を図るための抜本的な医療制度の改革が必要であります。

したがって、提案のとおり、早期一元化に向けて実施されることを望み、賛成討論いたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第1号の討論を終結いたします。

発議第1号、国民健康保険事業運営の都道府県単位の一元化を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、発議第1号、国民健康保険事業運営の都道府県単位の一元化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第64号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第2、議案第64号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第64号について、ご説明申し上げます。

今回の機構改革によりまして、平成21年度から、保育園、子ども園に加え、幼稚園も一括して、教育委員会から町長部局に移し、今までの子育て支援事業をさらに充実させるべく、一体的に管理・運営することとしたため、新たな課の設置の必要が生じ、条例の一部改正をお願いするものであります。

本来であれば、保育園条例等の一部改正の時に、お願いをすべきところでありましたが、今回になりましたこと、まずもってお詫びを申し上げる次第であります。

そういう一つの中ではありますけれども、この取り組みも4月1日からスタートをいたしますので、何卒ご理解をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第64号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 課の名前が、「子育て健康課」になると思いますが、「子育て」というのは分かるのですけれども、健康増進に関することという形になりました場合、この守備範囲はどの程度になるのかということをお教え下さい。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 現在、保健福祉課で行っております健康増進に係る部門は、総て「子育て健康課」で対応するということになります。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) そうしますと、子供だけでなく、大人と言うか、老人も含めてということでしょうか。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 子供だけでなく、やはり保健師も「子育て健康課」に配置されますので、当然、「町民福祉課」との連携が必要になってくると思いますが、両課で全体的な健康増進に関することを取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 町民福祉課の健康保険事業というのですか、老人保健事業に関することとか、国民健康保険事業に関することと、それから保健師の配属がどちらになるのか。

両方になるのか、片方だけの「子育て健康課」になるのか。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 保健師については、「町民福祉課」、「子育て健康課」の両課に配属になります。

したがって、職員も少なくなってきておりますので、両課で連携してやる仕事も出てくると思います。主には、高齢者については町民福祉課、子育て関連については子育て健康課で対応をすると、両課で連携して取り組まなければ対応できないようなものについて



は、連携を取りながらやっていきたい、そういうふうを考えております。

先程、福祉医療グループにも保健師が配属になるという話をさせていただきましたが、高齢政策グループについては、保健師が配属になりますが、福祉医療グループについては保健師の配属は考えてございません。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2 番(阿部賢一君) 学童クラブの関係は、どちらの管轄になるのでしょうか。

教育委員会なのか、子育て健康課なのか。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 子育て健康課で対応するようになります。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) 課の設置条例変更で、町長は保育園の関係で、本来もっと早くやるべきだったってということでもって、お詫びの言葉がありましたけれども、どうも保健福祉課で通ってきていて、非常に総合的に考えられる課っていうようにも考えられるわけですけれども、何故わざわざ、町民福祉ということでもって、他のそれぞれの課については、町民は不在なのかっていうふうに逆に取られてしまうんですけれども。

なぜ「町民」というふうに、わざわざ付けたのかどうか、それが1点と、今も原澤議員からも質問がありましたけれども、子育て健康課っていった場合には、本当に子育ての健康というふうに、普通に日本語としてとられるのですけれども、そこへお年寄りも一緒にすよというふうに答弁があったんで、そこら辺の疑問がちょっと解けないんですけれども、お答え願いたいとおもいます。

議 長(傳田創司君) 保健福祉課長林耕平君。

(保健福祉課長 林 耕平君登壇)

保健福祉課長(林 耕平君) 今、担当をさせていただいておりますので、少し補足説明をさせていただきます。

町民福祉課につきましては、福祉・医療関係と合わせて、戸籍窓口、町民に直接対応をするということで、福祉医療だけではなくて、「町民」と付けさせていただいたという経緯があると思います。

それから、子育て支援の方につきましては、健康ということなのですが、先程、総務課長からもありましたとおり、保健師につきましては、これからも町民福祉課の方と連携し、それから介護グループも町民福祉課の方になりますので、その辺とも連携を取りまして、両課連携の下に進めていくということになるかと思っております。

ですから、子育て健康課は、保健師と子育てということで、生まれた時から、お年寄りも含めての健康というものを含めて、「子育て健康課」というふうに理解をしていただきたいと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

これより議案第64号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7 番原澤良輝君。

(7 番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 課設置条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

まず、町の課の設置についての方針がはっきりしないというふうに思います。

保健福祉センターから、保健福祉課に何十名か、引き上げてきました。それは本庁の方が町民に説明しやすいんだというふうな説明をされてたと考えます。

さらに今年 2 月の補正予算審議の段階で、広域観光センターを改修して、そこに観光商工課を移すんだという案も出されました。

さらにその後、子育て支援室を福祉課の中に作るんだという話をされていました。その時に、じゃあどのくらいのスペースで、どういう配置になるのかという話をさせてもらったんですけども、その保健福祉課の中の 1 つのスペースを子育て支援室として確保するという説明だったと思いました。

それで実際に、職員を配置するのはどういうふうになるのかという話をさせてもらった時には、一応教育委員会の体制で大方は配置をされるのでという説明をされています。

そういった段階で、さらに今回、子育て健康課と町民福祉課の 2 つに分けるんだという方針が出されました。

設置の検討の経過というのが、あまりはっきりしないってということもありますし、やはり課の設置とか、町の体制を作るときには、もう少し時間をかけて、分かりやすくしてもらいたいなということがあります。そういった意味で反対討論といたします。

議長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 6 4 号の討論を終結いたします。

議案第 6 4 号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第 6 4 号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度みなかみ町一般会計補正予算 (第 1 0 号) について

議長 (傳田創司君) 日程第 3、議案第 6 5 号、平成 2 0 年度みなかみ町一般会計補正予算 (第 1 0 号) についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 議案第 6 5 号について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 6, 5 1 0 万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を141億5,707万9千円とするものであります。

歳入補正の内訳では、国庫支出金3億6,510万円の増額は、定額給付金に係る補助金であります。

歳出補正では、2款総務費3億6,510万円の増額は、総務管理費における定額給付金が3億6,490万円、事務費に係る需用費が20万円であります。

定額給付金については、関連法案がようやく国会で議決されましたので、町民にできるだけ早く給付金をお届けするために補正予算として措置したものであります。

4月上旬より申請を受け付けて、5月中旬から支給を開始する予定であります。

なお、町民の利便性を考慮して、郵送のほか支所や公共施設に窓口を設けて対応したいと思っております。

3款民生費100万円の増額であります。月夜野わんぱくクラブの利用者が増えており、トイレが不足していますので、新年度を迎える前にトイレを増築するために予算措置したものであります。

なお、財源については、水上給食センターの解体工事費に不用額が生じたので、10款教育費を100万円減額して対応しました。

また、10款教育費1項社会教育費の新治村史編纂費であります。原稿の校正が遅延しており、印刷が年度内に完了しないため、第2表に繰越明許費を計上させていただきました。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第65号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 定額給付金ということで、大分3億円近く増えております。

いろいろと貰うか、貰わないかという話がありましたけれども、町長は貰うのかどうかというのをお聞きしたいのと、それから5ページの消防の市町村総合事務組合負担金が、20万円減額補正ということになっているのですけれども、これは負担率が減ったとか、そういう制度の改正があったのかどうかをお聞きしたいのですけれども。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 町長は、定額給付金を貰うか、貰わないかという話でございますが、喜んでいただきます。そして、これを有効に活用したい、それが消費に結びつくようにしたいと思っております。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 市町村総合事務組合の負担金の減額は、制度改正があったためかどうかというお話しですが、制度改正はございません。精査の結果、減額させていただくということでございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。

これより議案第65号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第65号の討論を終結いたします。  
議案第65号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第10号)についてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第65号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第10号)については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 請願第1号 (仮称)水上こども園建設に伴う通園・通学路の安全確保 についてのお願い

議長(傳田創司君) 日程第3、請願第1号、(仮称)水上こども園建設に伴う通園・通学路の安全確保についてのお願いを議題といたします。  
所管の委員長報告を求めます。  
総務文教常任委員長鈴木幸久君。  
(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

総務文教常任委員長(鈴木幸久君) 本委員会に付託されました、請願第1号、(仮称)水上こども園建設に伴う通園・通学路の安全確保についてのお願いについて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

最初に担当課より説明を受け、質疑に入りました。

請願の意図は道路の拡幅なのか、歩道の新設なのかの問いに、道路の拡幅であるとの答え。工事金額はどの問いには、詳細な検討はしていないが、およそ一億円とのこと。

新聞に掲載された地域再生計画の建明寺線との関係はについては、そのことである。

2分の1の補助であったがに対しては、補助は受けられると思う。担当課はどの課になるのかについては、地域整備課であるとのこと。

以上、質疑を終わり、討論に入りました。賛成討論のみあり。

長年の懸案事項であり、道路が広がれば、子供達の通園・通学の安全確保になるとのことです。

討論を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、採択すべきものと決定いたしました。以上申し上げ、委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。  
請願第1号について、質疑はありますか。  
8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 今、報告の中で予算が、いわゆる拡幅の道路拡張ということでもって、その費用がおよそ1億円ということでありました。その1億円については、臨時交付金の1億円を予定しているのかどうか。前回の議会でもその問題についても論議がされた経過がありますけれども。

議長(傳田創司君) 総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 質疑の中で出ていますのは、おおまかに1億円ぐらいかと思うという答えだけでございました。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第1号の質疑を終結いたします。

これより請願第1号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第1号の討論を終結いたします。

請願第1号、（仮称）水上こども園建設に伴う通園・通学路の安全確保についてをお願いを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号、（仮称）水上こども園建設に伴う通園・通学路の安全確保についてのお願いは、採択とすることに決定いたしました。

## 日程第5 議案第6号 みなかみ町民憲章の制定について

議 長（傳田創司君） 日程第5、議案第6号、みなかみ町民憲章の制定についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 本委員会に付託されました、議案第6号、みなかみ町民憲章の制定について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

最初に担当課より説明を受け、質疑に入りました。

これはどのように町民に知らせるのかに対しては、広報に掲載、額に入れ、各地区公民館、学校等に掲示する。内容を理解してもらうため、学校の授業で取り組んでもらうとのことです。

これは協働のまちづくり委員会のみで検討したのかについては、10月に広報、ホームページにより素案を提示し、パブリックコメントを取らせてもらった、その意見を基に協働のまちづくり委員会で検討をした。委員会構成は町民9人、議員5人、町職員3人である。各家庭に額の配布予定はあるのかに対しては、可能かどうかは検討したいとのことです。

以上、質疑を終わり、討論も無く、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきも

のと決定いたしました。以上申し上げ、委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。  
議案第6号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。  
これより議案第6号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、みなかみ町民憲章の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町民憲章の制定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第15号 みなかみ町資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第6、議案第15号、みなかみ町資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 本委員会に付託されました議案第15号、みなかみ町資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

条例改正につきましては、資源リサイクルセンターの施設使用料及び堆肥売払代金等の一部を改正するものであります。

家畜排泄物の施設使用料については、1トン当たり1,200円を1千円に減額、食品残差については、センター収集業務による1トン当たり2万円を「持ち込みのみ」とし、5千円に改正し、センターの利用率の向上を目指すものであります。

また、堆肥売払代金については、合併し広範囲になったことから、配送区分を設け、配送距離に応じた料金体系とするものであります。

委員からは、食品残差持ち込み量の確保について、また利用組合である酪農家の人達の運営となることから、良質堆肥の製造に関わる技術面で大丈夫か等の意見があり、担当課からは、すべて任せきりではなく、担当職員も現場に行き、十分注意をしながら、経営に携わりたいとの答弁を頂き、以上、質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致を以て、

可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 酪農家6戸で運営に当たると聞いております。

ただ、酪農家は年がら年中忙しいと言うと怒られちゃうんですけれども、結構、毎日、毎日作業があると思うのですけれども、それを今まで町職員を含めて3人であたっていたものを上手くスムーズに引き取れるのかどうかということが心配なのですが。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 確かに仕事をしながら、堆肥づくりに従事するということは、大変なことだと思いますけれども、特に委員会では意見は出ませんでした。そういったところで、酪農家の責任の中で運営するというところに協議がされたのだと思いますけれども。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 現在、堆肥センターに牛糞の持ち込みが非常に少ないということで困っているんだと思います。

以前、新治の酪農家の方から、ちょっと意見聞いた時には、持ち込むと大変お金がかかると、持ってけば持って行くほどお金を取られて、年間100万円ぐらいになるとか、そういう嘆きを聞いたことがあります。

今回、1,200円から1千円ですか、1トン持ち込み料が。200円ぐらい下げたんでは、そんなに持ち込みが増えないのではないのですか。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 確かに島崎議員が仰るとおり、堆肥の搬入量はなかなか思うように入ってこないわけです。そんな意味でありますけれども、たとえ100円でも200円でも安くしていただいて、持ち込み量を多くしていただいて、そして稼働率を上げることが第一前提かなというふうに思っております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 以前、産観の視察で行った静岡県ですかね、の所は持ち込み無料でした。

1トン1千円取られる所と、無料の所では、無料でしたらどんどん出れば、持ってくると思うんですけれども、やはり1千円というのは大きなブレーキになるんじゃないかと思うんですけれども。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) このような条例改正の提案でありますのでよろしくお願い致します。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 堆肥を持ち込むのが酪農家で、運営するのも酪農家ということになれば、

その持ち込み料金なり、販売料金だとか、持ち込み料金というのは要らないのではないかと  
いう気がするのですけれども、どうですか。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 今までも、資源リサイクルセンターについては運営委員会等を  
持ちまして、視察を重ねながら、いろいろと検討をしてきました。

やはり水分も多いということで水分調節剤、それについては今まではオガコ等を使っ  
ていたということですのでけれども、大変に高額であるということから、なっております。

いづれにしても、大変だとは思いますが、少しでも酪農家にとっても、堆肥場が  
なければ、産業廃棄物と言いますか、その関係で堆肥を野積みに出来ないという状況の中  
で、この施設が作られたと思しますので、そういったところにおいては運営費という形の中  
で、収入の部でお世話になりたいということですのでけれども。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例について  
を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例  
については、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第7 議案第33号 指定管理者の指定について(みなかみ町農村交流公園「遊神館」)  
議案第34号 指定管理者の指定について(みなかみ町農産物直売所「百姓茶屋」)  
議案第35号 指定管理者の指定について(みなかみ町農林漁業体験実習館「豊楽館」)  
議案第36号 指定管理者の指定について(みなかみ町農産物加工施設「福寿茶屋」)  
議案第37号 指定管理者の指定について(みなかみ町手づくり郷土の香りの家)  
議案第38号 指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園「桃李館」)

議長(傳田創司君) 日程第7、議案第33号、指定管理者の指定について(みなかみ町農村交  
流公園「遊神館」)から、議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ  
公園「桃李館」)までは関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。



所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

**産業観光常任委員長(小野章一君)** 本委員会に付託されました議案第33号、指定管理者の指定について(みなかみ町農村交流公園「遊神館」)から、議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園「桃李館」)まで、以上6件について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、**議案第33号から、議案第34号まで**一括して、ご報告いたします。

みなかみ町農村交流公園「遊神館」並びにみなかみ町農産物直売所「百姓茶屋」の2施設につきましては、指定管理者の指定期間満了により、新たに株式会社月夜野振興公社を指定管理者に指定をしようとするものであります。指定管理者の指定期間は、平成21年4月1日より、平成24年3月31日までとし、指定管理料は0円であります。

担当課より、指定管理者の選定にあたっては、町では行政改革の方針に沿って、昨年5月頃より、特定指定管理者である農村公園公社と協議を重ねてきましたが、1月より公募による指定管理者の募集を行い、3社の応募があり、事業計画書等、所定の書類の選考の中で、指定管理者審査委員会により決定された旨の説明がありました。

委員からは、修繕費の発生した場合、雇用について、また温泉使用についての意見があり、以上質疑を終結し、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第35号から議案38号まで**、一括してご報告いたします。

みなかみ町農林漁業体験実習館「豊楽館」、農産物加工施設「福寿茶屋」、「手作り郷土の香りの家」、フルーツ公園「桃李館」、以上4施設の指定管理者指定期間の満了により、再度財団法人新治農村公園公社に指定管理者の指定をしようとするものであります。

期間は、平成21年4月1日より、平成24年3月31日の3年間であります。

桃李館は、農業復興の観点から、指定管理料360万円としますが、豊楽館、福寿茶屋手作り郷土の香り家につきましては、指定管理料は0円であります。

以上、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

**議長(傳田創司君)** 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

まず議案第33号から、議案第38号についてまで質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

**7番(原澤良輝君)** 33と34号の報告の中で、修繕費と雇用の質疑があったと報告があったのですけれども、その内容をちょっとお願いします。

**議長(傳田創司君)** 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

**産業観光常任委員長(小野章一君)** 今度、指定管理者が変更になるために、今まで勤めていてくれた人を継続して使うということが一つの前提であります。また、修理費というものが、それは想定の中で、一応、協議の中では項目として含まれていると思いますけれども、協定の中で、そういうものが発生した場合を想定してのことです。以上です。

**議長(傳田創司君)** ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

**7番(原澤良輝君)** 修繕費の金額とかは決めて、話は出なかったのですか。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長小野章一君。  
(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 特になかったです。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。  
7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 38号、桃李館なんですけれども、360万円にした理由というのは分かりますか。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長小野章一君。  
(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) これは先程も申しましたけれども、農業振興という関係の中で、指定管理料を払っているのだと思いますけれども。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第33号から、議案第38号までの質疑を終結いたします。

---

議長(傳田創司君) これより議案第33号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。  
議案第33号、指定管理者の指定について(みなかみ町農村交流公園「遊神館」)を採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第33号、指定管理者の指定について(みなかみ町農村交流公園「遊神館」)は、原案のとおり可決されました。

---

議長(傳田創司君) これより議案第34号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。  
議案第34号、指定管理者の指定について(みなかみ町農産物直売所「百姓茶屋」)を採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第34号、指定管理者の指定について（みなかみ町農産物直売所「百姓茶屋」）は、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第35号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。  
議案第35号、指定管理者の指定について（みなかみ町農林漁業体験実習館「豊楽館」）を採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第35号、指定管理者の指定について（みなかみ町農林漁業体験実習館「豊楽館」）は、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第36号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。  
議案第36号、指定管理者の指定について（みなかみ町農産物加工施設「福寿茶屋」）を採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第36号、指定管理者の指定について（みなかみ町農産物加工施設「福寿茶屋」）は、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第37号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。  
議案第37号、指定管理者の指定について（みなかみ町手づくり郷土の香りの家）を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第37号、指定管理者の指定について(みなかみ町手づくり郷土の香りの家)は、原案のとおり可決されました。

---

議長(傳田創司君) これより議案第38号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。  
議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園「桃李館」)を採決いたします。  
本案について、委員長は報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長は報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議あり」、「異議なし」の両方の声あり)

議長(傳田創司君) 異議がありましたので、議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園「桃李館」)を起立により採決いたします。  
本案は、委員長は報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。  
よって、議案第38号、指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園「桃李館」)は、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第8
- 議案第39号 指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」)
  - 議案第40号 指定管理者の指定について(みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設「湯島オートキャンプ場」)
  - 議案第41号 指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧風和の湯」)
  - 議案第42号 指定管理者の指定について(みなかみ町奈良俣サービスセンター)
  - 議案第43号 指定管理者の指定について(みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川)
  - 議案第44号 指定管理者の指定について(第1号みなかみ町駐車場「湯原」)
  - 議案第45号 指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場「湯檢曾字湯吹山」)
  - 議案第46号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「竹細工の家」)
  - 議案第47号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「木工の家」)
  - 議案第48号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「陶芸の家」)
  - 議案第49号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「わら細工の家」)
  - 議案第50号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家「和紙の家」)

議長（傳田創司君） 日程第8、議案第50号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「和紙の家」）までは関連する議題でありますので、以上12件を一括議題といたします。所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 本委員会に付託されました議案第39号から議案第40号まで、議案第41号、議案第42号から議案第44号まで、議案第45号、議案第46号から議案第50号までにつきまして委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、**議案第39号から議案第40号**まで一括してご報告いたします。

みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「まんてん星の湯」及びみなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設内湯島オートキャンプ場の指定管理者の指定期間満了により、再度、株式会社猿ヶ京温泉夢未来に指定管理者として指定しようとするものであります。

期間は、平成21年4月1日より、平成24年3月31日までの3年間であり、指定管理料については0円であります。委員からは、株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況等について意見があり、質疑を終え、採決の結果、議案第39号から議案第40号については、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第41号**について、ご報告いたします。

みなかみ町ふれあいやすらぎ温泉「上牧風和の湯」の指定管理者指定期間満了により、再度、上牧温泉旅館協同組合を指定管理者に指定しようとするものであります。

期間は、平成21年4月1日より平成24年3月31日までの3年間であります。

委員より、施設の運営状況に対する意見等があり、質疑を終え、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第42号から議案第44号**まで一括してご報告いたします。

みなかみ町奈良俣サービスセンター及び、みなかみ町健康福祉施設湯テルメ・谷川並びに第1号みなかみ町駐車場「湯原」の3施設を、指定管理者指定期間満了により、再度、株式会社水の故郷に指定管理者の指定をしようとするものであります。

期間は、平成21年4月1日より、平成24年3月31日までの3年間としております。

指定管理料は0円であります。

担当課より、株式会社水の故郷の経営状況報告を受け、公有施設使用料等の取り扱いについても、今後検討すべきではないかとの意見もあり、質疑を終え、採決の結果、議案42号から44号間では全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第45号**について、ご報告いたします。

第2号みなかみ町駐車場「湯桧曾字湯吹山」の指定管理者・指定期間満了により、再度、谷川岳ロープウェイ株式会社に指定管理をしようとするものであります。

期間は、平成21年4月1日より平成24年3月31日までの3年間であります。

指定管理料は0円であります。委員からは何ら意見もなく、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第46号から議案第50号**まで一括してご報告いたします。

たくみの里にあります、「竹細工の家」、「木工の家」、「陶芸の家」、「わら細工の家」、「和紙の家」の指定管理者・指定期間満了により、指定管理者の指定をしようとするものであります。この5施設におきましては、平成18年9月より、平成21年3月31日までと

して、NPOたくみ会に指定管理者として指定をしてきた訳ではありますが、NPOたくみ会のたくみの里地域全体の活性化への取り組みをしたいという意向により、新たな団体による個々のたくみの家を、その実績を元に指定管理者として指定しようとするものであります。

みなかみ町たくみの家「竹細工の家」は「たくみの里竹細工振興会」に、「木工の家」は株式会社「うきもく」に、「陶芸の家」は「たくみの里陶芸振興会」に、「わら細工の家」は「みなかみ町老人クラブ連合会新治支部」に、「和紙の家」は「みなかみ町たくみの里和紙工芸振興会」に、それぞれに指定管理者の指定をしようとするものであります。

期間については、平成21年4月1日より、平成26年3月31日まで5年間とするものであります。指定管理料は0円となっております。

委員からは、何ら意見なく、採決の結果、議案第46号から第50号については、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ、委員長報告といたします。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第39号から、議案第50号まで一括して質疑に入ります。

議案第39号から、議案第50号についてまで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第39号から、議案第50号までの質疑を終結いたします。

---

議 長(傳田創司君) これより議案第39号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」)を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天星の湯」)は、原案のとおり可決されました。

---

議 長(傳田創司君) これより議案第40号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、指定管理者の指定について(みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設「湯島オートキャンプ場」)を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
 よって、議案第40号、指定管理者の指定について(みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設「湯島オートキャンプ場」)は、原案のとおり可決されました。

---

議 長(傳田創司君) これより議案第41号について、討論に入ります。  
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。  
 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。  
 議案第41号、指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧風和の湯」)を採決いたします。  
 本案について、委員長は報告は原案可決すべきものであります。  
 本案は、委員長は報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
 よって、議案第41号、指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧風和の湯」)は、原案のとおり可決されました。

---

議 長(傳田創司君) これより議案第42号について、討論に入ります。  
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。  
 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。  
 議案第42号、指定管理者の指定について(みなかみ町奈良俣サービスセンター)を採決いたします。  
 本案について、委員長は報告は原案可決すべきものであります。  
 本案は、委員長は報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
 よって、議案第42号、指定管理者の指定について(みなかみ町奈良俣サービスセンター)は、原案のとおり可決されました。

---

議 長(傳田創司君) これより議案第43号について、討論に入ります。  
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。  
 (「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。  
議案第43号、指定管理者の指定について(みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川)を採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第43号、指定管理者の指定について(みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川)は、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長(傳田創司君) これより議案第44号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。  
議案第44号、指定管理者の指定について(第1号みなかみ町駐車場「湯原」)を採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第44号、指定管理者の指定について(第1号みなかみ町駐車場「湯原」)は、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長(傳田創司君) これより議案第45号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。  
議案第45号、指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場「湯桧曾字湯吹山」)を採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第45号、指定管理者の指定について(第2号みなかみ町駐車場「湯桧曾字湯吹山」)は、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長(傳田創司君) これより議案第46号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。



（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「竹細工の家」）を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「竹細工の家」）は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（傳田創司君） これより議案第47号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「木工の家」）を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「木工の家」）は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（傳田創司君） これより議案第48号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「陶芸の家」）を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「陶芸の家」）は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第49号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。  
議案第49号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「わら細工の家」）を採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第49号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「わら細工の家」）は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第50号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。  
議案第50号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「和紙の家」）を採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第50号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家「和紙の家」）は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議 長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時30分より再開いたします。  
（10時17分 休憩）

---

（10時30分 再開）

- 議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 

## 日程第9 議案第51号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）

- 議 長（傳田創司君） 日程第9、議案第51号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、3番林一彦君、19番速水一浩君、23番傳田創司君の退場を求めます。副議長と交代をいたします。

( 3番林一彦君 19番速水一浩君 23番傳田創司君 除斥、議長除斥により副議長と交代 )

副議長(中村 正君) 議案第51号については、議長が除斥となりますので、代わりまして副議長中村が進行いたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 本委員会に付託されました議案第51号につきまして、委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

みなかみ町ふれあい交流館を指定管理者の指定期間満了により、引き続き商工会に指定管理者に指定しようとするものであります。

期間は、平成21年4月1日より、平成24年3月31日までとする3年間であります。

指定管理料は400万円であります。

委員からは、土地代等を含め、今後の運営にあり方に関して検討してはどうかとの意見があり、温泉街の活性化等を含めながら、今後の方針について検討しますとの答弁をいただき、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

副議長(中村 正君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第51号について、質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 指定管理料を400万円ということでお金を払うわけですけども、なぜ公募をしないんでしょうか。

副議長(中村 正君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) いろいろな場所で説明等もあったかと思いますが、商工会については、温泉街の活性化ということで、その周辺にも活性化のためにいろいろ努力をしているということの一反として、このふれあい交流館があるわけで、そういったところで一帯として、管理をしていただくということだと思いますけれども。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 遊神館も地域の活性化が目的だと思いますけども、公募をして指定管理料、0円ということで行政改革になってます。地域振興という意味では、どの施設も大体同じような役割だと思いますので、それを理由に公募をしないというのは、ちょっと変ではないかと思うんですけども。

副議長(中村 正君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 先程申し上げたようなことをご理解をいただきたいと思います。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 3日前ぐらいにですね、ちょっと湯原の方を見てきたんですけども、まあ電気がですね、こうピカピカ付いて、活性化してるのはふれあい交流館ぐらいで、あと周

りは、みんなこう沈みきってる感じがしたんですけども、理解してくれというふうに言うんですけども、ちょっと今回の、この公募しないで、そんな400万円を払い続けるっていうのはちょっと理解できないです。

副議長(中村 正君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 前回、指定管理をしていただいた時には、当初600万円ということで指定していただいたと思います。

それが500万円になり、また今年度においては400万円ということで、人件費等を少なくする中で、努力をされているということと、あと一つは、お金もかかりますけれども、一つの村湯としての要素も含めているということで、なかなか入湯料の中では、収入も上がってこないわけですけども、そういう中で努力を認めていただいたということであろうかと思えます。

副議長(中村 正君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 指定管理が商工会ということですけども、すでに400万円も支出しなくてはならないような、そういう経営的に見た場合については利益を上げる施設ではないのかなというふうにも思いますが、改善の余地はあろうかと思えます。

そういう点で、具体的に何をどう改善すれば良いのかについて、論議されてきているのかどうか。

例えば、あそこは、そんなに広い面積ではないんですけども、車20台も入らないと思うんですけども、建物を入れてですね、そこへ年間300万円、確か地代を払い続けていると思います。

すでに何年間払っているのだから、もう買った方が良いような、タダで、無償で提供を受けても良いぐらいの土地ではないかと私も思います。その点の一つ。

それと、源泉かけ流しというような看板も出されておまして、お客さんも本当かなというようなことで、一時温泉騒ぎがありましたので、そういう声が出た時もありましたけれども、当初、引かれていた源泉についての管理とか、そういうのは一体どうなっているのかどうか、そこら辺をちょっと2点ほどお聞きします。

副議長(中村 正君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) この施設の今後ということですけども、今度新しく駐車場も出来ました。

また、ここの施設は非常に浴槽も狭いそうでもあります。また駐車場もあるわけですけども、そういった意味で全体的に、できれば改善を図りたいということをお聞きしております。

温泉使用料180万円であるわけですけども、この関係につきましては、当初出来た時からの経過等がある中で、今は温泉を他から買って営業をしている状態だと思えますけれども。

この改善については、先日の提案理由にもありましたが、その当時の経過もありますので、確かに改善しなければならないという点ではあると思いますが、権利がなければ、それは買って、施設がある限り営業していくしかないのかなと思っておりますけれども。

副議長(中村 正君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） 再度、お聞きします。地代300万円について、お答えがなかったのですけれども。

それと今、お答えになった温泉の使用料180万円、異常に高いと思うのですけれども、そういう点での見方はどういうふうに考えているのでしょうか。

副議長（中村 正君） 産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 先程も申しましたけれども、やはり全体の地代、温泉使用料、そういったものを含めて、今後、施設のあり方について、検討したいという当局でありますので、よろしくをお願いします。

副議長（中村 正君） ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10 番（高橋市郎君） なぜ、商工会が指定管理者として相応しいのかなあという疑問、先程来、例えばの話、上牧の風和の湯なんかは、上牧の温泉組合が運営をしていると、やはりそれなりのそういった業界の仕事に詳しい人がやっていて、うまい経営をしているのかなということ。

また、地域の活性化ということであるならば、本来、地域の方々がそこに携わってやるのが一番良いのかなと。湯原振興組合というような組織もあるようなのですけれども、そういう組織や地域の方々がやってくれるのならば、地域の活性化に大いに貢献できることがあるのかなと。

また、そういう中において、例えばの話、産観で議論をして、認めた百姓茶屋なんかの指定管理、これは公募ですよ。地域の方々もやりたいという要望があるにも関わらず、指定管理料の関係なり、選定の過程で篩から落ちたということ、0円でやる所があったからということではないかなと想定をされるわけですけれども、しかしながら、地域の方々がやるのではなくて、商工会に任せるのに指定管理料を払わなければならない。

その辺の整合性というものは、どういうふうに論議をされたのでしょうか。

副議長（中村 正君） 産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 特に委員会として、そういったこと、商工会と公募についての話は出ませんでした。出ませんでしたけれども、やはり特例指定というのですか、いろいろと今までの実績、努力等の評価の中で、引き続き、軽い言葉ですけれども、慣れたところでやっていただきたいということが今回に至ったのではないかなというふうに思っておりますけれども。

副議長（中村 正君） ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10 番（高橋市郎君） これを決める段階において、除席をされた方が3名いる。そういった中で尚かつ長期で指定管理料を出すものを議論をする、これは町民から見た時にちょっと首をかしげたくなるような状況が当然あるのかなあと思うわけです。

その点については、どのようなお考えをお持ちですか。

副議長（中村 正君） 産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 先程、言いおとしたのですけれども、地域の方々でやっても

いいのではないかという話もありました。その関係については委員会でも話が出ました。  
出ましたけれども、この指定管理については、指定管理料もかかるわけですので、まず検討をしなければならないということもありますけれども、今回の商工会についてはそういうことだということで理解をして下さい。

副議長（中村 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（中村 正君） ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

これより議案第51号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（中村 正君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（中村 正君） ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」の両方の声あり）

副議長（中村 正君） 異議がありましたので、議案第51号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）を起立により採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（中村 正君） 起立多数であります。

よって、議案第51号、指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）は、原案のとおり可決されました。

3番林一彦君、19番速水一浩君、23番傳田創司君の除席を解きます。

議長と交代いたします。

（3番林一彦君 19番速水一浩君 23番傳田創司君 入場着席、除斥解除により副議長と議長交代）

---

## 日程第10 議案第52号 平成21年度みなかみ町一般会計予算について

### 議案第61号 平成21年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について

議長（傳田創司君） 日程第10、議案第52号、平成21年度みなかみ町一般会計予算について、議案第61号、平成21年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 本委員会に付託されました議案第52号、平成21年度みなかみ

町一般会計予算及び、議案第61号、平成21年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算についてを一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

なお、今回初めての連合審査会でありました。

まず、**議案第52号、平成21年度みなかみ町一般会計予算**について申し上げます。

本案については、既に提案理由、説明等は予算内示会で終了しており、これを省き、直ちに歳入より質疑に入りました。

全議員が審査会に参加しておりますので、主だったものを挙げます。

オータム宝くじ交付金600万円、自治総合センターコミュニティ助成金750万円、共生のまちづくり助成事業1千万円の事業内容はどの問いには、宝くじは一般財源に、自治総合は各地域が取り組むお祭り等地域づくりに、共生の1千万円は災害時の所在確認等、把握できるものを来年度構築するとのこととあります。

固定資産税の見込みはに対し、減価するであろう。大規模償却資産4,500万円減、評価替え6,500万円減、そして、徴収率の低下が上げられるとのこととあります。

町営住宅家賃下がる訳はに対しては、空き家がうまらない、また、高日向A・B棟は、老朽化が激しく募集は停止しているとのこととあります。

税の滞納については、入湯税の大口滞納が1件あるとのこととあります。

歳入を終了し、歳出に入り、款ごとに質疑を受けました。

主だったものを挙げますと、2款総務費、協働のまちづくり事業補助金の3地区300万円の使い方はに対して、初めての取り組みなので詳細は今後とのこととあります。

公用車のリースは町内の業者なのかに対して、信販会社である、基本的には町内業者を優先したい、また、修理・点検は町内業者でやっているとのこととあります。

リース契約は過年度契約になるが、債務負担行為に記載されていないがの問いに対して、自治法の改正により、他年度にわたる契約でも電算、リース等は債務負担行為を組まなくても良いとなっている。また、地上デジタル放送対策基本調査料とはに対し、2011年の地デジ化に向けて細かな設計をする。

3款民生、障害程度区分認定審査会は町が全部やるのかに対し、自立支援法になってから町職員が訪問調査をし、医師の診断書をもらい、広域圏に審査をお願いしている。

子育て支援センター委託料500万円はどのようなことに使うのかに対し、運営は直営、社会福祉法人、NPO法人、民間等でできるが、NPO法人を考えているとのこととあります。

併設される子ども園との協力関係を大事にしてほしい、新治で全町を対象に行っていくには立地的に無理があるのではとの意見もあり、町の中心に近い所が良いと考えるなどの意見がありました。

6款農林水産費、新規農業者年金の予定はに対して、12名である。有害鳥獣対策の報償費はに対し、緊急時の出動に対して猟友会の駆除隊員に支払っているとのこととあります。

畜産基地負担金とは何かに対しては、道路整備と畜産農家の負担金である。

特用林産物の補助とはに対し、きのこのハウス整備の補助金である、月夜野・新治地区で、内容は椎茸・なめこであるということとあります。

林業の担い手をどう確保していくのかに対して、利根沼田森林組合で考えていただきたい。プロジェクト支援交付金事業は新規事業かに対しては、21年度からの新規であり、5年間の継続事業で考えている。

7款商工費、観光戦略プラン実践事業補助金はどのような事業に補助しているのかの問

いに、主に観光まちづくり協会で行う事業であり、また、たくみの里の活性化事業に出している。観光戦略プラン補助金と観光まちづくり協会補助金の違いはに対して、戦略プランは観光振興事業を実施したい団体等が申請する、協会補助金は観光協会の運営、観光宣伝に使われるとのこと。

みなかみ祭りは冬のほうが効果があるのではに対して、時期・内容を運営委員会で検討中であるとのことでした。

名胡桃城址のトイレは撤去されたままだがの問いには、トイレは別の場所を使ってもらうとの答え。新治地区の公衆トイレ管理は、誰が行っているかに対し、地区の方をお願いしているとのことでした。

10款教育費、園舎借上げ料の内訳はに対し、新治保育園932万4千円、旧須川学童クラブ317万6千円です。園舎のリースはに対して、5年間で22年12月31日に終了します。保育園費の補助金はに対し、月夜野保育園に支出する、現在123名の園児がいる。月夜野保育園は民営で厳しい経営をしていると聞いているが、同じ町内の子供達を預かっている公立の施設と差があるのでは、今後の扱いは如何にとの問いに、耐震等、慎重に設計を行うべき、議員皆様の意見を頂き、地域及び利用者と協議しながら、対応を検討していきたいとのことでした。

新教育システム開発プログラムの研究とは、小中一貫教育の推進、空き校舎等の活用を研究して行く事業であるとのこと。

名胡桃プールの休止に関しては、保護者と町全体の問題として考えるとのこと。

体育祭支部報償費に不満があるとの問いには、3支部の支部長に協議をしてもらい、配分比率を決定するというとのこと。

以上、質疑、討論を終わり、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

但し一言、申し添えます。

2款総務費の19節負担金補助及び交付金の「みなかみ町たばこ販売推進活動補助金」10万円はどのような角度から見ても、今の社会から容認されるものではないと思います。

身体に有害であると世界中から非難されております。還付金云々の主張は通りません。

ただ、この一項目をもって、本予算案を否決できないとの思いを吐露した議員、その心中を鑑み、町当局におかれましては、本予算案決定にあれども、この項目の履行の停止、不履行を期待するものであります。

次に**議案第61号、平成21年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算**について申し上げます。

バス運転手をアウトソーシングする考えはないのかに、月額22万円で365日運行しており、これ自体が最大のメリットであるとのこと、アウトソーシングの考えは無いということです。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ、委員長報告といたします。

**議長（傳田創司君）** 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第52号、議案第61号について、質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

**9番（島崎栄一君）** スクールバスの運転業務委託料2,430万円ということで、これ今まで、今年までは、町直轄で職員を雇っていて、その時は1,200万円ぐらいだったというこ



とです。うすら1, 200万円、派遣会社を通すことによって、料金が増えてしまった。

で、運転手が、6人から7人に増えたということを考えると、今までの方式であれば、1, 600万円ぐらいで済んでいたと、それが派遣会社を通すことによって、2, 400万円、800万円余計に出費がかかってしまうということです。

で、今財政難だとか、これからいろいろ出費が嵩む、借金を返さなくっちゃいけないということでやってるなかで、800万円も出費が増えてしまうっていうことに対しては、委員長はどういうふうに思うんですか。

議長(傳田創司君) 総務文教常任委員長鈴木幸久君。

(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

総務文教常任委員長(鈴木幸久君) まず、私の記憶にはございませんので、記録にあるかどうか調べますので、ちょっとお待ち下さい。

バス会計連合審査会に島崎議員は出席していたのに、その時になぜ質問しなかったのかということなのですから。

9番(島崎栄一君) 聞きそびれたんです。

(「バス会計ではない。」の声あり)

総務文教常任委員長(鈴木幸久君) スクールバス？

個人的な見解は言えないのですが、質疑の中で原澤議員から、スクールバスに関係した質疑、議論がありまして、アウトソーシングに含まれるという答えだけが記録されています。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

19番速水一浩君。

19番(速水一浩君) 今の質疑なのですけれども、一括アウトソーシングですよ。

それは連合審査会の中で私も質問をして、それは答弁を受けています。

その内容は、人事管理に対して、経費がかかるので、その旨が上乘せになるという答弁を受けていると思うのですが、そういうことだと思います。

それは後で、委員長の方から記憶にたどって、答弁いただければいいのですが、もう一つなのですけれども、先程委員長の報告の中で、町営住宅の家賃、これを私は質問をしたのですけれども、下がる理由ではなくて、上がる理由です。

それはその答弁を受けていますけれども、国の法律によって上がるのですよね。

だから、条例改正も何もいらなくて上がるということなのですから、その辺も訂正をしていただければと思いますが。

議長(傳田創司君) 総務文教常任委員長鈴木幸久君。

(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

総務文教常任委員長(鈴木幸久君) 今、速水議員の質疑に対して、私の全くの言い間違いでございました。「町営住宅の家賃は上がる」のに、なぜ収入が減るのかという審議だったと思います。訂正し、お詫び致します。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第52号、議案第61号の質疑を終結いたします。

これより議案第52号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

9 番島崎栄一君。

(9 番 島崎栄一君登壇)

9 番 (島崎栄一君) 議案第52号、平成21年度みなかみ町一般会計予算について、反対の討論をいたします、

スクールバスの派遣への移管ということで、直でやるよりは800万円ほど出費が増えています。財政難だといふなかで、いろんな物、必要な物まで切っているような町の中で、これだけの出費増をやる理由はないと思います。

労務管理ということでは言われたんですけども、初年度、最初の年の労務管理こそ大変だったのではないかと、いろいろ仕事の段取り、その他諸々、大変だったと思います、一年間、その軌道に乗るまで。

それを一年間やって、軌道に乗って、2年目っていう意味では、労務管理は一年目よりは楽なはずです。

そういう中で、わざわざその労務管理を理由に派遣にして、お金をたくさん出すっていうのは、全然合理性のない話で、こういうことをしてるんでは、必要な所にいぐお金もなくなってしまうし、財政再建も遠のいてしまうんじゃないかなと思います。

非常に変だなと思いました。

それからもう一つ、この一般会計に反対の理由があるんですけども、それは保育園の先生の派遣ということで、正職員、それから派遣の人が同じ職場にいて、同じような仕事をすることがあります。

以前、山田議員がですね、一般質問の中で保育園の臨時職員の先生が大変安月給でとてもやってらんないっていうんで、町からいなくなってしまうという話をされていて、本当に子供相手の大変な仕事の中で、年収200万円とか、そんな安月給で本当に大変だろうなど、本当に思いました。

今回、その臨時職員から派遣に変わるということですけども、給料面では殆ど変わらないと、やはりその低いままと、やっている人たち、同じ職場で子供相手にやってる、子供から見れば同じ先生ですよ。それが一方は倍近くもらってる、一方は半分しか給料もらってない、大変問題のある予算だと思います。

正義感とか、公平性という意味、それから職場の団結という意味でも、問題のあることだと思いますので、そういうことについて改善していない、この一般会計予算についてはちょっと賛成できないなと思いました。

議長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

4 番山田庄一君。

(4 番 山田庄一君登壇)

4 番 (山田庄一君) 議案第52号、平成21年度みなかみ町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

それほど、素晴らしい意見を持っているのだったら、連合審査という機会があったのだから、なぜそこへ出て来て、そういうことを言わなかったかと、今非常に悔やまれます。

20年度一般会計が、補正予算によって大きく膨らむ中で、21年度予算は120億円を目指すという大変厳しい編成作業であったと思います。

3月定例会は、一年間のみなかみ町民の生活を左右する、大変重要な本会議であります。

議会としても、まず本文でありますチェック機能をしっかり果たすべく、予算審議を連合審査方式とし、多方面から厳しい目を持って臨みました。

今回の連合審査は、議員各位、住民の皆さんから選ばれた自覚と、責任感を持ち、緊張感あふれる予算審議が連日行われました。主張するだけでなく、真摯な態度で、議論をした今回の連合審査会は、まさに住民の皆さんの付託に応える委員会審議でありました。

予算面においては、目指す120億円では治まりきれませんでした。これからの町づくりの基礎と考えられる協働のまちづくりに予算が付いたことは、方向性を示せた意味で非常に大きかったと思います。

教育施設の予算の占める割合は、非常に大きなものでありますが、3月16日に行われた新治小学校の竣工式および18日に行われた桃野小学校体育館落成式に参加し、関係者の喜びと子供たちのあふれる笑顔を目の当たりにした時に、他の学校施設の一刻も早い、整備の完成を願わずにはいられませんでした。

この予算の執行に当たっては、適正且つ柔軟な考え方の下で行われることを期待し、賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に、反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

(8番 穂苅清一君登壇)

8番(穂苅清一君) 一般会計予算について、反対の討論をいたします。

あまりにも、いろんな点があるんで、かいつまんで言います。

1つは先頃、高齢者に対する厳しい制裁措置と言っちゃ変ですけども、敬老祝い金制度が減額されました。半分以上カットされたわけで、その予算もこの中に入っております。

それは、ちょうど1千万円減少だと思います、そういう点が1つ。

それから、先程、保育園の保育士の関係等も出ましたけれども、いわゆるアウトソーシングという名前の下に、業務委託が今進んできております。

アウトソーシングという言葉、かなり古い言葉で、私はもう死語になっているかと思っただけですけども、むしろアウトソーシングという名の下に、自治体の業務を民間がまあ食い継いでいく、食いつぶしていくというようなやり方での事業を全国的に展開している企業がいくつもあります。そういう中のいくつかは、このみなかみ町に入ってきて、今回の予算の中には、そういう企業が関与する予算がいくつも出てきているっていうのはあります。

具体的には、ちょっと省略します。そういう中で、先頃、私が問い質した中で、必要性を強調したんですけども、そういう企業に対しての説明責任があるわけなんで、議会へやはり出て来て、ちゃんと会社の状況なり、何なり説明してくれということと言ったところ、先程、急遽実現したわけですね。お名前言って差し支えないと思いますけれども、シダックスの100%子会社で大新東という全国展開しているアウトソーシング専門の会社であります。

その中の業務については、公用車の運転もありますし、保育士や保母さん、調理関係に従事する人たち、そういう非常にこの町の事業に密着した事業に食い込んでくると、安くなるのかっていうふうに計算してみると、そうでない部分はかなりあります。

むしろ、今までよりも費用はかかってくるということで、先だって、私は一般質問の中で、非正規雇用やそういった実態を問い質したところが、民間のは全然把握されてないわけですけども、町職員については把握されてるわけなんで、その数字が発表されましたけれども、その数字を見てみると、全体の職員のうち15%弱になりますか、余所の市町村から見ますと、今現在は低いという数字になるのかと思います。

高崎市の例を上げれば、40%を超えておりますので、そういう点では低かろうというふうに思います。

しかしながら、今後、今言ったようなアウトソーシング事業がどんどん入ってくる中において、非正規雇用、いわゆる派遣、期間というような形での非常に不安定な雇用の実態が多くなってきてしまうのではないかとこのように思います。

もちろん当初は、まあ人気取りで一定の労働条件は待遇を良くするというようなことでもって言われるかもしれませんが、長期に考えた場合には、非常にそれは不安定ではないかというふうに思います。

シダックスは、全面の子会社である大新東を使ってやるわけですから、非常に利益も本社の方には出るかと思えますけれども、この当地については、法人税等に入るわけがありませんし、せいぜい均等割の法人・町民税しか入らないのは現実であります。

そういう点で、さらに言うならば、企業誘致の関係も今後出てきます。すでに誘致企業が進出企業として出てきております。

そういうことも考えると、ますます雇用の問題等も含めて、心配がされる部分があります。そういうものがこの中に入っているということにおいて、長くなりますので省きますけれども、この一般会計の反対討論といたします。以上です。

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2番(阿部賢一君) 議案第52号、平成21年度みなかみ町一般会計予算について、簡潔に賛成討論をさせていただきます。

大変に厳しい財政状況の中での予算編成でありました。

しかしながら、そういう状況の中におきましても、教育施設の耐震整備、そしてまた子育て支援、そして福祉の充実および産業振興等の課題を先送りすることなく、その課題の解消に向けて取り組む姿勢が示されており、評価するところであります。

しかしながら、ご案内のとおり、実質公債費比率は19.9%であり、以前厳しい状況には変わりありません。公債費負担適正化計画に基づく改善にさらに努めていただきたいと思います。

また、行財政改革指針に基づく人件費や物件費、消費的経費の削減に努めるべく様々な改革に取り組むことを期待しております。

この予算執行に当たっては、100の仕事をするために100の予算が必要ですから、獲得するわけでありませうけれども、100の仕事をする90とか80で出来るような創意工夫を惜しまないで取り組んでいただきたいと思います。

また、無駄のない、そして町民のための、町民の目線での執行をよろしくお願い申し上げます。賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号、平成21年度みなかみ町一般会計予算についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長（傳田創司君） 起立多数であります。  
よって、議案第52号、平成21年度みなかみ町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第61号について、討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。  
議案第61号、平成21年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算についてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第61号、平成21年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。
- 

**日程第11 議案第53号 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について**  
**議案第54号 平成21年度みなかみ町老人保健特別会計予算について**  
**議案第55号 平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について**  
**議案第56号 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計予算について**  
**議案第57号 平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算について**  
**議案第58号 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について**  
**議案第59号 平成21年度みなかみ町水道事業会計予算について**

---

- 議 長（傳田創司君） 日程第11、議案第53号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてから、議案第59号、平成21年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上7件を一括議題といたします。  
所管の委員長報告を求めます。  
厚生常任委員長本多秀律君。  
（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 本委員会に付託されました議案第53号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてから、議案第59号、平成21年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。  
この報告の前に、先程も総務文教常任委員長から、お話しがありましたけれども、本当に連合審査会、特に議案第53号については、非常に活発な審議がございました。  
少々長くなりますが、これから報告をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思

います。

はじめに、**議案第53号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算**についてご報告いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ27億1,627万円とし、前年対比1億4,227万円の増額となっております。

質疑では、共同事業交付金3億3,580万円と共同事業拠出金3億8,940万1千円が計上されているが、拠出金の方が多くなっている、例年こうなるのかに対しまして、支出については、全県下の中で割り振られた金額を拠出している、その中で高額な拠出があった場合には、歳入の方が入っている、歳出と歳入が比例していないこととなります。

みなかみ地域は、歳出の方が多いということであり、高額部分の比率が低いということになりますという回答でございました。

入ってこないということは、医者にかかった人が少ないからかに対しては、全県下の按分で来ているということでありました。

一般会計繰入金のその他一般会計繰入金793万2千円以外は、トンネルみたいな形で繰入れているのは何故かに対しては、その他一般会計繰入金793万2千円は、福祉医療費の削減分で、町の持ち出し分であり、保険基盤安定繰入金として、国から2分の1が一般会計に入ってくる、それ以外は持ち出しと交付税算入されております、出て行く部分が入ってくるわけではありませんという回答でありました。

また、保険税の値上げは、当初予算比で17%アップになっています。実際にはシュミレーションしたものが実情であります。保険税の20年度決算見込数値が基礎で、そこからアップした推計になっております。前期高齢者交付金が問題になっています。21年度4億9,300万円がくることになっています。

20年度の不足額を3年間で調整すると国は言っておりますので、22年度に不足分がくると改善されるのではないかとという回答でありました。

税率と町からの繰入金について、4月から全協で相談していきたい、5月中頃には20年度の所得が固まるので、それを踏まえて税率改正をお願いしたいという回答がございました。

予算を通し、税率の在り方について、6月議会で検討して行こうという考え方だと思うが、入の部分は税率を上げるのか、一般会計から繰入するのか、この2つくらいしかないと思う、一般会計から繰入れとなると、一般会計も相当厳しい、その中で一般会計との関わりをきちんと行かなければならない。ただ国保会計が足りないから、一般会計からと言ってみても、なかなか難しい面がある、その辺りのところを財政当局との調整のやりとりはありましたか。

これに対しまして、過去に上げてこなかったということで、財政から厳しく言われております。今回も6月に改正して上げてきたわけですが、28%上げて、1億円強、不足であります。国の負担金や前期高齢者の負担率も問題であり、後期高齢者制度になって4千人近く抜けたために、保険税が1億6千万円ほどの落ち込みがあります。国県町に応分の負担を求めていく必要があり、ただ1~2年で制度が変わるとは思わない、そこで2つの考え方があると思います。

1つは、例えば3ヶ年計画を立てて、次年度の予算を先食いしていく、全国的には赤字の市町村の中には一般会計から出してもらえない所は、そのような方法を取っている自治体もあるようでございますという回答がございました。

前期高齢者交付金は3年間で調整すると言われたが、22年度には20年度不足分の3億円がプラスされ7億9千万円になるのかに対しては、今年度の未交付分は22年度で調整されてくる、全額くるのか、国の負担金の中の調整なので減額されてくるのか、その辺りは定かではないということです。

20年度に4億9千万円来ていれば、解決していたわけです。22年度に3億円プラスになれば、そここのところがはっきりしないうちに、値上げしてしまうというのは、払う方にしてみれば大変である。21年度の非常時である。同じ一般会計・特別会計といっても、税金ですから、そういった全部をからめて運営していくという形で、前期交付金が確定するまで、一般会計から繰り入れてもらうという考えがあってもいいのではないかと。

これらに対して、県の国保援護課等に問い合わせしてみました。当初3年間で支払うという答えしかもってないということでもあります。4月、5月で明快な答えがいただけるのかどうか疑問ですけれども、前期高齢者の分が入ってくれば、税率の改正も小幅なものになると予想されますので、少し時間をいただければと思います。それで国保税率の改正を5月なり6月に先延ばしをさせていただきたいということでもありますという回答でありました。

また、そのための財調の積み立てではないかと思う、我々生活者には3割の値上げということは、7万円から10万円になります、ものすごく生活のダメージになる。

28%も上げても、収納率が5~8%落ち込んでしまう、実質では20%ぐらいになってしまう。今回は一時緊急避難回避として、財調から拠出していただいて、後年度負担の中で返していくという考え方をとっていただければ、町民の方は上がったとしても理解が得られるのではないかと思う。3年間のくくりの中で見れば48%上がることになります。

穏やかに上げていく考え方が必要であります。また、シミュレーションが示されておりましたが、21年度だけで、何故、こんなにアップしてくるのか、住民にしてみれば、このままいくのではないかという不安が付きまとう、できれば3年とか区切らないで、もう少しゆるやかに上げた方がよい。3割近く上げることになると、「合併してきて良かったことなんか何にも無い。」という声が聞かれる中で、穏やかに上げていくのが良いのかなと思います。

また、別の意見では、この予算書は基本的には正しくない予算書であり、17%上げて追いつくように計算されているわけですねという意見がございました。

この回答としては、20年度当初予算が、説明してきたように歳入が減額、まあ3回くらい減額したというお話を伺っております。そのように減額をされてきてしまったという中で、税額でいっても6,500万円くらい差異が出てきてしまったと。その決算見込額をシミュレーションしたものであります。予算書はあくまでも前年度対比ですから、これは間違いではありません。当初予算対比では17%アップでありましたという回答でありました。

また、17%アップするような予算を組んでおいて、現実には3割アップするようなシミュレーションになっております。前年の実績から3割アップした税金を納めていただいて成り立つ考えでいいのか、「今、3割上げますよ。」と言っているのと全く同じである。

この予算をすんなり通すことで良いのかどうかという質問もございました。

これに対する回答としては、歳出については、正規に見積りしております。それに見合う歳入は、福祉課長が申し上げたとおりで。内示会でご指摘いただいたとおりで、3.0%近い税率改正は、加入者の方の理解が得られないということでもありますので、入については

遅くとも6月までに修正をしろというような付帯を付けていただいて、お認めいただければ有り難いと思っている。その間に、充分、財政当局と保健福祉課、税務課と協議の場を設けて検討していきたいという回答もございました。

また、「付帯意見」というのがありました。やはり何にも言わずに通すというのは議会としても説明責任が果たせないということの中で、委員長報告の中に、町がこの事を確約してくれたということを含めて、「付帯意見」を付けられれば、住民に説明責任が果たせますと、この辺り是非やっていただきたい。このような意見もございました。

また、急激なアップは避けて通らなければならないと思っております。歳出を抑えない限り、医療費は1億円ずつ伸びていく、後年度に送っていくと、その分だけ右肩上がりです。また、その分、上積みしていかなければならない。色々シミュレーションしてみたが、出の方は止まらない。出が押さえられれば、シミュレーション的には上手くいくと。また次の意見では、シミュレーションは、先がなかなか見づらいということはわかりましたが、予算書を見て16人も勸奨退職で辞めていても、人件費は300万円しか減額にならないという現状があります。1億円減るという計算も出来るのですが、元に戻ってしまう。

国保は、当然かかったのだから、全部値上げしてくれということは、なかなか厳しい町民の意見が出てくると思う。財調は、やはり緊急避難的に提出してもらって、返す算段を一生懸命、皆でやろうというのが、議会を含めて、住民に段階的に上がるのだから協力してくれと、逆に議会からの姿勢も含めて考える必要があるのではないかと、是非その辺り検討していただきたいという意見でございます。

また、内示会では、本算定一本でやると税務課長は言ったが、その後はどうなったかに対しては、全県的に本算定一本で行こうと動いていました。

特に、みなかみ町は、21年度からコンビニ納税が出来るようになります。それによりメリットがあるということで、本算定一本にしようということで調整してまいりましたが、月々の負担が3ヶ月なくなることによって、増えることとなりますので、経費が若干増えますが仮算定を行い、12ヶ月徴収で今までどおり行っていくという回答でございました。

30%上げる予算を認めろということですが、今まで出ているように段階的に上げていけると住民を説得できない。

また、これも先程ありました同意見なのですが、委員長報告の中に、段階的に上げるというような意味合いを含めてお願いしたいということがございました。

また財調取崩しは考えていないのかに対しては、町長や財政担当が、連合審査会にいなかったのが答えられないが、2つの案があります。不足は一般会計からの繰り出しと、特別会計の中だけでやっていくなれば、次年度の予算をくって支払っていくということでございます。22年度に3億円交付の場合には、調整できることも踏まえて検討いたしますという回答でございました。

国保税については、市町村の責任になりますので、必要額をお願いしているわけであり。みなかみ町は、全県下の中で保険税額は24番目くらいです。今の国保に加入している所得状況は、34番目であります。実際に厳しい状況の中にあります。昨年も本算定をしてみても、実際に上がらないという現実があります。

34番目の所得水準のところ、保険税負担は24番目で頑張っていると、それをさらに上げさせてもらうということは本当に厳しいと。昨年6月に所得割を0.5%上げるだけでも大変だったと。全県下でものを考えていただいて、京都府が打ち出しているように、



県も責任を持って、負担しながらやっていただく方が良いのではないかという回答もありました。

また、制度の根本的な見直しをしていかないと解決出来ない問題である、住民を圧迫していくだけである。出は毎年増えている状況でシミュレーションは難しい。このようなこととございます。

また、別の意見としては、歳出を押さえるのは難しい中で、町は医療費の抑制について、どんな取り組みをしているのかについては、国保会計の中で既に取り組んでおります。

今年度から、保検者に特定健診というのが義務付けられました。国保会計は、町が保険者ですから、町全体の人を対象にするのではなく、国保の加入者を対象に行います。

社会保険は、社会保険で行います。医療費を抑えるためにメタボ健診を行って、事前に察知して、保健師によるその後の経過を指導しながら、健康保持を進める制度ができております。今年度の対象者が6, 130人で、受診者が2, 096人で、34%しか受けておりません。事業の効果が即出るということではなく、長期的に見ていくことが必要でありますという回答でございました。

あとは、様々な議論がありましたけれども、概ね類似した中身もございましたので、後は若干割愛させていただきます。

それで先程の意見の中にありましたように、厚生委員会の中で、たたき台を作って、付帯意見を付して、委員長報告をしてくれという、そのような意見もございました。

以上が、入に対する質疑でございます。

今度は、歳出に対する質疑に入ります。

(「長いですよ。」の声あり)

**厚生常任委員長(本多秀律君)** 長いですが、ちょっと我慢をして下さい。

質問も数多くありましたので、まず、歳出に対する質疑に入ります。

その中で、人間ドック、後期高齢者にも関係するが、内容は変わるのかに対しましては、今まで75歳以上は実施していなかった。行っている市町村もあつたが受診者は1%くらいと聞いております。後期高齢者広域連合の保健部会で決まり、21年度からスタートをする。助成額は1億6千万円であるとの回答であります。

国保の場合は、人間ドックと特定健診は重複して出来ない。後期高齢もことぶき健診と重複して出来ない。経費の関係ははっきりわかりませんという回答でございました。

以上で、質疑を終わります。連合で審査したのだから、委員会の採決につきましては、委員会でやっても良いだろうという意見もございました。

それで、付帯意見は、委員会に任せて進めればよろしいという意見もございました。

非常に長くなりましたけれども、以上、質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論では、結論を明確には出せないという形で、国保会計の作り方自体がスタートの地点から、間違っているのではないかという討論がございました。手直しを主張したいくらいである、取り下げていただくとか、今の状況は否決されてもやむを得ないのではないかな。その救済策として、いくつかの案が出ている。附帯決議にするのか、付帯意見にするのか、その中身をどうするのか。歳入の財源をどう確保するのか。今後のかなり長期的な見方、単なる特別会計だけでなく、一般会計を含めた町財政の全体の広い視点に立った検討も必要になってくる。今回の予算については、値上げを前提にしているので、反対であります。

賛成討論としては、21年度予算は必要な予算です。国民健康保険を取り巻く状況は、

厳しいものがあるが賛成をいたします。

本案は、以下の付帯意見を付して、賛成多数を以て、可決すべきものと決定をいたしました。

では、付帯意見を申し上げます。

**〔付帯意見〕**

「平成21年度国民健康保険特別会計予算は、国保税の値上げの必要性は認めるが、急激な値上げは避けるべきである。数年をかけ、段階的に値上げを実施することを提案し、保険料改正は5月末日までに臨時議会などにより、見直すことを付け加え、本予算を認める。」

大分長くなりましたが、以上でございます。

次に**議案第54号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計予算**について、ご報告いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ409万円とし、4月1日より、後期高齢者医療特別会計に移行するための最終調整年度予算であり、質疑及び討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第55号、平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算**について、ご報告いたします。

本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億3,596万円とし、質疑では特別徴収と普通徴収及び滞納について何人くらい予定しているかに対して、特別徴収者では2,550人、普通徴収者約800人、滞納者120人を予定しております。

保険料を1億4千万円ほど見込むが、保険料を取り上げるような滞納者に対する制裁措置は見込んでおりますかに対しましては、80名くらいの未納者に催告書を発送しました。

高額の方は、20数万円の方もおります。時効が2年ですので、督促を続けているところです。保険料を入れることで、保険証を出して行きたいと考えております。

広域連合給付金の財源内訳のその他とは何かにつきましては、保険料の支出であります。後期連合の納付金が2億3千万円であり、医療関係では広域と町で扱う二本立てになっております。決算関係も議会に公表されるのかにつきましては、資料が届けば公表をいたします。

以上、質疑を終わり、反対討論では一日も早く悪法については廃止して欲しい。悪い箇所は見直しを早急にしてもらいたい。国保の事業運営についても一元化を求める意見書を出すことであり、その意味でも後期医療制度の予算は賛成できない。

賛成討論では、給付金の減額などでありますので、本予算は賛成いたします。

以上、討論を終わり、採決の結果、本案は賛成多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第56号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計予算**について、ご報告いたします。予算総額は、歳入歳出それぞれ17億8,400万円であり、前年対比103%であります。

質疑では、21年度に介護保険料が上がるが、値上げ分として786万円くらいにつきましては、介護保険事業は基本的に3年おきに見直しております。3年間のかかる費用を基に算定する。介護報酬の3%改定があり、保険料を上げざるを得ない状況であります。

基準階層では3千円くらい上がることとなりますかにつきましては、基準額では年間2,800万円であり、第4階層で軽減措置がありますので、39,800円が1,500円安くなります。

国の基準では21年から23年で段階的に上げるようだが、初年度は上がっていないで収支が合っている。22年23年はどうかにつきましては、準備基金からの充当額で調整しております。初年度には充当額が少なく、22～23年は保険給付額が伸びるので、それに沿って、充当額が増えていきます。

その基金は、条例で新設した基金ですかにつきましては、そうではありません、介護保険の中には準備基金があり、1号被保険者の保険料の金額より給付が下がった場合は残るため、その分を基金に積み立てます。実際はもっと上がってしまうが、準備基金を充当することにより保険料を調整する。

準備基金はどのくらいかにつきましては、19年度決算では1億8,114万円の残額であります。

以上、質疑を終了し、反対討論では、保険料の値上げの条例に反対しておりますので、本予算にも反対いたしますとの討論があり、採決の結果、本案は賛成多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第57号、平成21年簡易水道事業特別会計予算**について、ご報告いたします。予算総額は、歳入歳出それぞれ2億4,393万円、対前年比では3千6万円の減額であります。

質疑では、町債の項で、20年度に借換繰上償還をしたが、現在の財高はどのくらいですかにつきましては、19年度末では11億2,151万7千円、20年度末見込みでは10億9,730万円、21年度見込みでは10億6,374万3千円であります。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第58号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計予算**について、ご報告いたします。予算総額は、歳入歳出それぞれ13億882万円で、前年対比2億3,867万円の減額であります。減額の主なものは借換債によるものであります。

質疑では、地方債では資本費平準化債、2億2,510万円および下水道事業借換債の2億2,790万円の説明はどういうものかに対しまして、資本費平準化債は準建設改良債で改良債に準じた地方債であります。公共下水道の普及率が50%程度にて、料金収入では建設資金を賄えないことで、資本費を繰り延べ平準化し、将来に向かって負担する地方債であります。

次に借換債ですが、21年度に合計11本の借換債を予定し、2億2,790万円あります。これは昭和61年から平成3年に起こした5%以上、6%程度の地方債の借換債を行うものであります。

借換債の借換え先は決まっていますかに対しましては、町内の金融機関であります。

以上、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

終わりに、**議案第59号、平成21年度みなかみ町水道事業特別会計予算**について、ご報告いたします。

平成21年度予算は事業収益3億104万円、事業費用は2億5,903万円であり、差引き4,201万円の計上利益を予定しております。

質疑では、旧水上と旧月夜野の給水原価を教えてくださいに対しまして、給水原価は会計が一本になっており、旧地区のみの数字は出せません。19年度決算の決算統計の数字では、上水道事業は102円、簡易水道事業では171円あります。

また、旧水上地区の改定料金アップによる給水量と増収額を教えてください。旧水上地区の給水量・増収額は、節水や漏水修理による減免などがありまして、数字を出せないのが現状であります。

以上、質疑が終わり、反対討論では、上水道は、三町村の合併前の金額を平均すると、1トン96円であり、110円にすると平均の値上げになります。旧水上地区の給水原価は、110円になっておりません。経済状況が厳しい中で、95円から110円に値上げは待った方が良いので反対をします。

賛成討論では、本会計予算は、配水及び給水費の修繕費が昨年より伸びて、簡易水道の中の営業費用と営業外費用減額であり、適正な予算でありますので賛成であります。

また反対討論がありまして、合併時点で旧水上地区では、当分値上げをしないことになっておりました。半年も経たないのに値上げ計画が出て間違っている。市町村は、管理の仕方・費用負担が違う中で、合併しても旧料金で運営している町村もあります。旧水上地区は3年間で55円から110円になった。一般家庭より負担が大変との住民の声があるので値上げには反対であります。

以上、討論を終り、採決の結果、本案は賛成多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上7件を一括にて、厚生常任委員長報告といたします。長くなりましたが、ありがとうございました。終わります。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第53号から、議案第59号までを一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番(森下直君) 議案第53号の平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計についてですけれども、委員長から丁寧に説明をしていただいたので分かっておりますが、特に予算連合審査会の中でも、ほとんどの意見が21年度の予算は認めがたいけれども、付帯意見を付けて、承認したらどうかということが大方の意見であったわけです。

先程、ちらっと出たのですけれども、どのような付帯事項を正式に付けるのか、その辺の所を今一度、ちょっと皆さん聞きいって、長くなりましたので、その辺の所がちょっと明確でなかったような感じがしますので、付帯意見を今一度、明快にお願いしたいと思えます。もしあれなら、朗読して下さい。

議長(傳田創司君) 厚生常任委員長本多秀律君。

(厚生常任委員長 本多秀律君登壇)

厚生常任委員長(本多秀律君) 先程、申し上げたつもりでいましたけれども、ちょっと急ぎ過ぎちゃって、失念しましたでしょうか。付帯意見を付して、賛成多数を以て可決すべきものと決定したという中の付帯意見のことですよね。では、もう一度、申し上げます。

「平成21年度国民健康保険特別会計予算は、国保税の値上げの必要性は認めるが、急激な値上げは避けるべきである。数年をかけた段階的に値上げをすることを提案し、保険税改正は5月末日までに臨時議会などにより見直すことを付け加え本予算を認める。」ということでございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 議案53号の平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について

なのですけれども、シミュレーションをいただいたのですが、ナンバー1の収入支出と、実際予算案とに差があるのですが、これは何か理由があるのですか。

議長(傳田創司君) 厚生常任委員長本多秀律君。

(厚生常任委員長 本多秀律君登壇)

厚生常任委員長(本多秀律君) そのことについては、実は私も非常に悩んでいました。どうせそういう質問があるのではないかという話で。

それで、予算はあくまでも17%アップになっており、それで予算はあくまでも予算に対する予算であるということを言わざるを得ません。

それとシミュレーションにありました歳出については、実際に医療費の出があるわけです。従来のように毎年1億円くらい、今の場合は伸びているという現状があります。

それに対して、シミュレーションの方では、どう対応するかということになってくるかと思えます。その出に対して、実は先程、減額という実態があったという意見を申し上げましたけれども、まさにそのことが出に対して、入が不足しているという現状を条例改正という部分が今回、後に回ったというふうに私は理解しております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第53号から、議案第59号の質疑を終結いたします。

これより議案第53号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について、反対討論を行います。

昨年4月、後期高齢者医療制度が始まりました。75歳以上の収納率が高く、資産の多い被保険者の約4千人が後期高齢者医療制度に移ったため、国民健康保険税は、08年度6億7,889万円の収納見込みに対して90.9%の6億1,691万円にしかありませんでした。6,198万円もの減収であります。

07年度の8億1,785万円に比べれば、75%の2億94万円も減収になっております。これは破産状態になってくるんじゃないかなというふうに思います。

加えて、療養給付費交付金は、前年実績の42%しか見込まれなくなってきております。

この療養給付費交付金は、07年度には4億1,205万円もありました。2年もの間にわずか14%の3億5,515万円も激減をしております。

さらに国は、退職者医療制度を廃止して、64歳～74歳までを前期高齢者として、また区別をして、医療費を各医療保険で調整する「前期高齢者医療財政調整制度」を導入することとしてきています。

前期高齢者交付金は、3年間で14億8千万円が予定され、1年間にすると4億9,300万円交付される場所でありすけれども、08年度は1億9,095万円しか交付されず、09年の見込みでも、予算案では2億5,485万円しか計上しておりません。

保健福祉課でシミュレーションしてもらった額には、4億9,300万円が載っておりますが、3億205万円の減収になりました。

こうした事が国民健康保険会計の財政悪化の原因となっております。

小泉内閣が「三位一体改革」と称して、国民健康保険財政の一部を都道府県に移しました。それで、それまでは国の負担は2分の1だったのが、06年度から43%になっております。

その他に、保険基盤安定基金の財源も国の40%を県や市町村に振り分けております。

国庫負担割合を減らし、地方に負担を転嫁していることが原因ではないかと考えます。

国が地方分権と広域的な医療制度の提案を行っておりますけれども、これは都道府県に責任を持たせることによって、国の負担と責任を放棄するという事になっているのではないかと思います。ご存知のように、知事会も反対をしております。

町の国民健康保険財政が苦しくなったのは、国庫負担の削減ということでもあります。

これは先程も申しましたけれども、都道府県単位に広域化しても、この状態は変わらないと思います。国民健康保険財政の悪化については、国民健康保険税を値上げすると、滞納者が増える、そうすると財政悪化するという悪循環の負のスパイラルに陥っていきます。

これを断ち切って、「払える国民健康保険税」へとするには、後期高齢者医療制度も含めて、国民健康保健制度を国の責任で見直すことが必要だと考えます。

商品券発行したり、定額給付金を支給するなど、国は町民の生活が苦しいので、そういう制度をしております。外需頼みの輸出大企業を応援してきた政策の誤りの結果ですけれども、消費を拡大して、内需を活発にし、経済再建に取り組まなければならない時に、こうした形で国民健康保険税が大幅に上がれば、町民の財布の紐はさらに硬くなってしまおうと考えます。

私も一般質問で強調しましたが、国民健康保険制度の見直しを求める意見書を国にあげて、国の責任で安定した国民皆保険を作る必要があると考えます。まだ、21年度予算案についても、財政シミュレーションとの間では、歳入でも6,617万円、歳出で1億7,781万円もの差が出ております。

歳入、歳出がはっきりしない中、約30%近い保険税の値上げは、町民が負担に耐えられなくて納得しないことを申し上げて討論とします。以上です。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 議案第53号、みなかみ町国民健康保険特別会予算について、賛成の立場から討論を行います。

高齢化社会の中で医療を受ける人は増加し、また、療の高度化により、一人当たりの医療費は伸び続けております。

みなかみ町においても例外ではなく、国保加入者の医療費は、毎年1億円近く伸び続けております。合併後1億円以上あった国保会計基金もほとんど取り崩し、このままでは破綻してしまう恐れがあります。

加入者の皆さんが、医療を受けられるために必要な財源はどうしても確保しなければなりません。そのため国保税のある程度の引き上げは必要であります。

一般会計からの繰入金が増額も検討していただき、また町の予算措置だけで解決できない構造的な問題を抱えている国保財政の仕組みに対して、国や県に支援を要望するなど、町には早急な対応をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。  
議案第53号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（賛成者起立）
- 議 長（傳田創司君） 起立多数であります。  
よって、議案第53号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長（傳田創司君） ここでお諮りいたします。すでに時間はお昼を過ぎており、予定をいたしました時刻をかなり超過している状況でございますけれども、議事の都合によりこのまま続行したいと思います。これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、このまま本日の会議を続行させていただくことに決定いたしました。
- 
- （「休憩を入れて下さい。」の声あり）
- 
- 議 長（傳田創司君） ただ今、休憩の申し入れがございましたので、この際、休憩いたします。  
12時15分から再開いたします。  
（12時07分 休憩）
- 
- （12時15分 再開）
- 議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第54号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。  
議案第54号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第54号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決されました。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより議案第55号について、討論に入ります。

まず、原案に対する原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 平成21年度みなかみ町後期高齢者医療保険特別会計予算について、反対討論を行います。

昨年4月に開始された本医療制度は、国民の大きな怒りを招き、何回も見直しせざるを得ませんでした。その費用と時間も馬鹿になりません。自民党の部会も見直しを最近答申をしました。支援金を出さず現役世代の負担も大きく、破綻した保険組合もあります。

国民健康保険も財政悪化が見込まれ、大幅な保険税の値上げが計画されています。

「75歳以上専用バス」と言われ、老人からも評判が悪く、国民健康保険制度の破壊のきっかけになった本制度は廃止して、安定的な国民皆保険制度の確立をすることを申し上げて討論といたします。

議長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番 (鈴木 勲君) 議案第55号、平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。

急速な高齢化により、老人医療費は増大を続けております。

それを負担する現役世代と高齢者世代の負担の不公平感をなくすなど、分かりやすい制度にするため、議論を経て、新たな医療制度として、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートいたしました。

財政運営は、群馬県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料徴収事務および「ことぶき診療検診」などにつきましては、健康事業を町で実施しております。新しい制度のため、最初は多くの問い合わせ等があったと聞いております。

こうした問題を広域連合と各市町村の努力により解決し、この制度は定着しつつあります。老人医療費が増大する中、今後とも町と広域連合が連携を図り、この事業が一層充実することをお願い申し上げ、賛成討論といたします。

議長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。

議案第55号、平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第55号、平成21年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長 (傳田創司君) これより議案第56号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。



(7番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、反対討論を行います。

3月6日の本会議で町介護保険条例が改正され、介護保険料は7%値上げをされました。

100年に一度という金融危機の影響で、雇用調整や賃金引き下げで町民の生活は苦しくなっております。非常時なので、国が定額給付金を提案するなど、経済再建に取り組んでいる時でもあります。町民の財布の紐を締めさせる介護保険料の引き上げを含む予算は賛成できません。

議長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番 (鈴木 勲君) 議案第56号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計予算案について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成21年度介護保険特別会計につきましては、制度改正及び報酬改定等に伴い、事業量や給付費が見直され、第4期介護保険事業計画の初年度となります。

平成21年度予算案では、歳入歳出の予算総額を対前年度比103%と、高齢者人口が増加する中で、その伸び率を最小限に留めたことについて評価に値すると思います。

歳入面では、65歳以上の保険料が改定となりましたが、介護給付費準備基金や新たに創設される介護従事者処遇改善臨時特例基金等の充当を図り、改定幅を最小限に留め、さらには、第4所得段階における年金等、所得の少ない被保険者について、新たな保険料率を設定することにより負担の軽減を図るなど、弾力的な配慮がなされていると思います。

また、歳出面においても、従来の介護給付費はもとより、地域支援事業の中に地域単位の介護予防事業が展開できるような支援対策や認知症対策などを予算へ積極的に盛り込んだことについて、高齢者の方々がいつまでも元気に住み慣れた地域で暮らしていけるよう、さらなる拡充を求めるところであります。

このような理由から、本予算案について賛成いたします。以上で賛成討論を終わります。

議長 (傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

議案第56号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてを起立により、採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第56号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長 (傳田創司君) これより議案第57号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。  
議案第57号、平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第57号、平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

- 
- 議 長(傳田創司君) これより議案第58号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。  
議案第58号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。  
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第58号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

- 
- 議 長(傳田創司君) これより議案第59号について、討論に入ります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

- 7 番(原澤良輝君) 平成21年度みなかみ町水道事業会計予算について反対討論を行います。  
水道事業は、使用料等が2億9,013万円あり、収入は3億104万円になります。  
支出2億5,903万円のうち減価償却費8,567万円は、帳簿上支出に計上してありますが、本来は積み立てておき、施設更新に備える資金であります。  
しかし、実際は資本的収支の補填に流用されて、減価償却費の累計18億6,905万円ありますが、すでに過去の資本的収支の補填に充当されております。実際には21年度末で1,670万円しか残っていないことになります。  
未収金は1億2,880万円もあり、地方債の21年度末の残高は9億903万円です。  
償還金利子についても、3,612万円にもなり、事業については、きめの細かい未収金対策と抜本的な水源・給水対策が必要になっていると考えます。

利率の高い借金を繰上返済した努力は評価させていただきますけれども、水道事業を企業会計として独立して、運営することには無理があるのではないかとこのことを申し上げ

て反対討論とします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番河合幸雄君。

（15番 河合幸雄君登壇）

15番（河合幸雄君） 議案第59号、平成21年度みなかみ町水道事業会計予算についての賛成討論を行います。

本庁の水道事業会計は、日常生活には欠くことの出来ない飲料水の供給事業であり、良質で安心できる水の供給を図り、公衆衛生と生活環境の向上に寄与するための努力をしていると認めます。

本年度予算は、月夜野地区の企業誘致に伴う吸水管布設工事、水上地区の老朽管布設工事等が計上されており、未処理欠損金の縮小予定もあり、経営安定化の方向性が見られます。この予算の効率運用により、充実した施設管理が出来るよう要望し、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。

議案第59号、平成21年度みなかみ町水道事業会計予算についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第59号、平成21年度みなかみ町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第60号 平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について

### 議案第62号 平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について

### 議案第63号 平成21年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について

議 長（傳田創司君） 日程第12、議案第60号、平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算についてから、議案第63号、平成21年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまで、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 本委員会に付託されました議案第60号、平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算についてから、議案第63号、平成21年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまで、以上3件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず、議案第60号、平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について。

本特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ744万7千円とするものであります。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料316万2千円、4款繰入金317万2千円、6款諸収入97万3千円であり、歳出の主なものは、1款維持管理費光熱費367万円であり、管理業務委託料162万円等であります。

予算連合審査会において、質疑の中で、土地については町所有、1階部分は広域圏所有、2階部分については国土所有であるが、区分所有権の登記はどうなっているのか、また広域圏との話し合いは進んでいるのかとの意見があり、担当課より、所有権については未登記であるが、1階が公的団体所有であり、登記されていないが、財産台帳はある、また2階は課税物件として取り扱われている。

広域圏との話し合いは、施設の老朽化等もあり、以前より話し合い等もしているが、進展はあまりないとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第62号、平成21年度みなかみ町スキー場事業 特別会計予算**について、申し上げます。

本特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1,266万円とするものであります。

歳入の主なものは、1款事業収入570万円、6款繰入金368万7千円であり、歳出の主なものは、1款スキー場事業費1,266万円で、うち賃金377万円は、光熱水費120万円、修繕費100万円であります。

予算連合審査会において、議員からは、毎年、経営改善を求められているが、今後の運営についてどのように考えているかとの意見があり、担当課より、平成20年度においては土日営業、平日においては貸切り営業などの努力をしてきたが、子ども達のスキー場離れ、前年に次ぐ雪不足、特に2月の客の落ち込み等があり、良い結果が出せなかった。

21年度の営業については、運営委員会、地元との協議により、オープンを検討したいとの答弁があり、以上、質疑を終結し、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第63号、平成21年度みなかみ町温泉事業特別会計予算**について申し上げます。

本特別会計総額を歳入歳出それぞれ3,437万4千円とするものであります。

歳入の主なものは、1款事業収入2,885万9千円、2款基金繰入金482万1千円であり、歳出の主なものは、1款事業費3,418万1千円であります。

予算連合審査会においては、毎年発生している温泉使用料の滞納について、質疑があり、質疑を終結し、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

**議長(傳田創司君)** 提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第60号、議案第62号、議案第63号について一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

**8番(穂苅清一君)** 委員長に基本的なことを、この件でお尋ねしたいのですけれども。

60号ですけれども、私は産観には属していないので、産観ではこの広域圏の観光セン

ターの特別会計について、その基本となる特別会計ですから、その母体として、広域圏が、正確に言うと利根沼田広域市町村圏振興整備組合というふうになるかと思うんですけども、その事業計画とか、あるいは歳入とか、歳出、予算決算についての資料等は収集した上で、こういう、この特別会計の審議に当たっているのかどうか、その点をまずお聞きしたいと思います。

議長（傳田創司君） 産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 本会議の初日の提案説明により協議をしております。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） ということは、今質問したというふうに捉えられてしまうのですが、基本的なことをお聞きしたので、連合審査には出ておりますので、そういう点についてはまあ説明もなかったから、ただ、今までの間で、所属の委員会ですから、当然、そういうものは熟知しているのではないかなという前提で、今お聞きしたわけです。

では、やむを得ないので、歳入の件で、諸収入253万4千円が前年度予算、それで本年が97万3千円、この減少の理由についてはどういうふうにお考えなのでしょう。

議長（傳田創司君） 産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） この関係について、特に協議はしておりません。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第60号から、議案第63号の質疑を終わります。

これより議案第60号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8番（穂苺清一君） 平成21年度の利根沼田広域観光センター特別会計予算について、反対いたします。

先程、質疑の中で質問したのですが、まあ答えられないわけなんで、私の推定ですと、先程の歳入の関係で、諸収入、前年度が253万4千円、今年度が97万3千円、この減少についてですが、140～150万円くらいになるのでしょうか、引き算すれば出てきますけれども。

そういう点で、これは先程の報告の中でありました無償譲渡を観光センターの2階を譲渡を受ける上での連合審査の中で質疑を報告してくれました。あの質疑は私がした内容でありますけれども、問題点はここにも出ているかと思えます。

前年度予算、つまり今までは株式会社プリンスホテルが所有しておりますので、その使用料が入っていて、それがなくなるので、無償譲渡を受けるので、区分所有というふうに、判断されると思います、違うのですか、答えがないから、そういうふうに判断しましたけれども。

今、そういうふうに解釈できないということで町長は仰っているんですけども、いずれにしてもですね、この特別会計というのは、この広域圏の事業の一環を町が担っている

わけで、そういう点で、この歳入歳出が出てくるわけですから、当然その事業というもの、運営というものについても、当然、町が審議しうる資格があると私は判断するわけです。

承知のように町の場合は、地方自治法による地方自治体ですし、この場合はそれぞれの町村が出資をした上で運営をしているわけですから、特別地方公共団体ということになるかと思いますが、通常の公共団体とは違って。そういうことであると、当然の事ながら、議長含め、町長はその特別団体の議員になって出ていらっしゃるわけなんで、どうもご苦労様です。

そういう点では、全部、その議会に出ている人は分かっているかと思いますが、我々は、なかなかそれが関知できないという部分があって、非常に前からちょっと不満に思っていたわけなんで、先程、基本的な根本的なことでもって質問したというのも、そういうことがちょっと根底にあります。

そういう点で考えたときにですね、あの観光センターの建物自体の管理が今まですでに何年になるんですか、訳を言わないと分からないと思います。

そういう点で、30年か経つわけですから、その間、あの建物についての所有権の保存の登記もされていなかったという、そういう杜撰な管理が今回の質疑の中でも明らかになってきているわけです。

当然、特別の地方公共団体としての登記は可能なわけで、未登記ということは公開されない財産ですよ。我々が知るべくもないですよ。そういう建物の、しかも2階だけを無償譲渡を受けて、それでリニューアルをするということをして先般、決めてしまっているわけですが、そういう事が、これの中に絡んでくるわけですね。

そういう点で、私はあの1億円のリニューアルの資金についても、反対をしておりますけれども、今後のこういう特別会計としての広域圏の整備組合のあり方について、あのリニューアルの件については、今後大きな課題となって出てくるというふうに私は思います。

議会に関する事じゃないと、町に関する事じゃないってということでもって、討論の対象にならないと言われるかもしれませんが、例えば、一部事務組合の学校の件もありますけれどもね。これも町とは関係ないけれども、特別地方公共団体です。

ですから、我々が関与しているものですから、敢えて先程、質疑の中で問い質してみたわけです。

そういう点で考えた時に、非常に今後課題を抱えているわけですし、もっと情報を公開した中で、この特別会計については臨んでいく必要があるという考えを持っています。

そういう点で、今、どうしてもちょっと分からない、諸収入が250万円から97万円に減っているという理由についてもちょっと分かりかねて、繰入金はその分300万円ばかり増加しているわけですが、そういう点での説明もちょっと不十分なもので、きちんとしたそれを理由とした反対討論ということにはならないかもしれませんが、全体的な意味で、敢えて反対討論いたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

3番林一彦君。

(3番 林 一彦君登壇)

3番(林 一彦君) 議案第60号、平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について、賛成討論を行います。

この観光センターは、上毛高原駅に隣接する施設であり、観光の町、みなかみ町にとって最も重要な観光拠点であります。このセンターには民間事業社3者と観光まちづくり協会

が入居しております。

また、商工の団体、観光商工課が入居する予定となっております。

地域活性化のための大きな団体、それをサポートし、活用する役場の課であり、その団体に所属するメンバーは大きな期待を持っております。

また、駅前の施設であり、この再活用はみなかみ町民の誰もが希望するものであります。

よって、本議案に賛成いたします。よろしくお願いいたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第60号、平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第62号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第63号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、平成21年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、平成21年度みなかみ町温泉事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

議長（傳田創司君） 一つ、お諮りをさせていただきたいと思います。

先程、退席をしておりました議案第51号の討論の中で、賛成討論を許可する部分が抜けていたとの報告がありました。議案第51号の討論については、反対・賛成の両討論ともに「なし」ということで、ご了解を願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

---

### 日程第13 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議長（傳田創司君） 日程第13、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

---

### 日程第14 字句等の整理委任について

議長（傳田創司君） 日程第14、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

---

議長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

---



## 町長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 閉会にあたりまして、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 平成21年3月定例議会の閉会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

今定例議会は、14日間の会期でありましたが、本日、無事終了されまして、平成21年度決算を始め、各議案ともご議決、ご承認賜りまして、誠に有り難うございました。

厚く御礼申し上げます。

さて、町村合併時は、大変に厳しい財政状況でありましたが、今日まで「行財政改革」と「夢のある町づくり」のために努力をしてきたところでございます。ご案内の通り、合併当初の経常収支比率は102.8%であり、行財政改革は“待ったなし”の状況でありました。このため、辛い決断ではありましたが、人件費や補助金のカット等を不退転の決意で取り組み、財政の健全化に努めてきたところであります。

この結果、平成20年度の決算見込みでは、17年度に15億円しかなかった基金が、36億円に増え、269億円の借金が241億円までに減り、心配していたしております実質公債費比率は、22年度には18%を下回る見込みであります。

お陰様で、平成21年度予算をご議決頂き、これによって新年度も揺るぎないスタートが出来るわけであります。

この予算では、「みなかみ町予算案の概要」でお示ししまして、財政指標の向上と町づくりの姿勢をより明確にしております。

今後とも、財政の健全化を図りながら、環境と福祉、教育施設整備や都市計画事業など、「夢のある町づくり」をひとつ一つ確実に実現して行く考えであります。

そこで当面する、みなかみ町の課題と進路について考察してみたいと思います。

**第一は、行財政改革行動指針で示した、財政規模100億円と職員数240人の実現**であります。

21年度予算では、消費的経費が72億5千万円ありますが、総額を100億円以内にするためには、まずは消費的経費を10億円以上削減しなければなりません。

このため、人件費、物件費等を具体的に削減するために、新年度早々、行動計画の策定に取り組む決意であります。

そして、行政評価を活用して事務事業を見直すとともに、民営化の推進や施設の統廃合等、改革に必要な施策を具現化する考えであります。

また、職員の定員管理ですが、本年度も早期勧奨退職を推進した結果、来年度の職員総数は合併前の399人から90人減って、309人になります。

今後も若年勧奨退職を含めて、慣例にとられない協議・検討を進め、早期に240人体制が実現できるように努めてまいります。

**第二は、人材育成**であります。

成熟型社会への移行に伴い、地方分権は必ず進展をしてまいります。職員数が減る中で、人的パワーを増強しなければ、地方分権に対応することができません。職員一人ひとりの人的パワー、行動力と能力の質を高めて行くことが極めて大事であろうと考えております。

このため、来年度から「人事評価制度」を導入してまいります。第一年目は管理職から行き、その後順次、一般職へ拡大していく予定であります。

**第三は夢のある町づくり**であります。

とかく、私達は目先の問題にとらわれて、本来のあるべき姿を見失いがちであります。行革は重要ですが、歳出削減だけが暴走しては、自治体の役割を果すことはできません。

オバマ大統領も就任演説で、「もはや政府が大きいとか、小さいとか、そういう議論ではなくて、政府が正しく機能しているか、目的を達成しているかという議論すべきである。」ということをおっしゃっております。

**みなかみ町の総合計画の基本理念は、一つには自然と共に誰もが安心して暮らせる町づくり、二つ目としては、地域資源を生かした交流を推進し、魅力と活力に満ちた町づくり、三つ目として、住民と共に支え、共に進む町づくり**であります。

これからは、この理念に基づいて政策・方針を立案し、これが達成できる町の力を付けて、夢のある町づくりに挑戦する決意であります。

来年度からは、水上こども園や各小中学校の耐震補強、加えて水上中学校の改築事業に着手します。また、都市計画事業も企業誘致関連の整備も含めて、いよいよ本格的にスタートをするわけであります。

協働の町づくり事業は、合併振興基金の運用益を活用して、町民の自助・互助の活動に財政支援を行います。行財政改革と夢のあるまちづくりは、一見相反するよう見えますけれども、新しい町づくりに必要な施策・方針を立てる課程で、自ずと中止や破棄すべきものが見えてきます。そこには、町づくりの新しいエネルギーが生まれ、私達が夢と希望に挑戦しようとする活力と勇気を与えてくれます。

みなかみ町の進路は、行財政改革と夢のある町づくりであります。税金による貴重な財源を賢く使い、悪しき習慣は勇断を持って、これを是正し、正しい情報の元で、町民との協働による町づくりの実現を目指してまいりたいと思います。

引き続きまして、議員各位のご指導とご鞭撻をお願い申し上げる次第であります。

日増しに気温も上がり、春めいてまいります。

議員各位にはお忙しい毎日が続くと思っておりますけれども、ご自愛の上、益々のご活躍をお祈り申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶に代えさせていただきます。

誠に有り難うございました。

---

## 議長閉会あいさつ

議長（傳田創司君） 本日、ここに平成21年第2回（3月）みなかみ町議会定例会が閉会するにあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

今回、提出をされました議案は、町が将来あるべき姿を描きながらの先を見据えた健全財政確立に向けての予算編成の中にある重要な内容になりました。

条例改正、20年度補正、21年度予算、各施設に対する指定管理者の指定、一般質問など、会期14日間は多岐にわたる審議でありました。今期より、委員会付託案件の予算につきましては、連合審査の方法を取り入れられ、各議員におかれましても、一層、内容の理解が深まったことと感じているところであります。

議員各位の真剣なご審議により、無事、ここに閉会の運びとなりましたことに心より感謝を申し上げ、厚くお礼を申し上げます。と同時に、内容的には厳しい予算であれ、無駄

のない収支が十分に活かされて、町政全般における向上のために、町当局、議会がさらに一層の熱意と総合努力と協力をはらわれますよう希望するものであります。

開会中は、多忙の中にもありましたが、新治統合小学校の竣工式、桃野小学校体育館の落成式、各中学校卒業式、湯桧曽地区におけます雪像祭りなど、大変にご協力いただきました。このあと、議会は閉会となっても、各学校の入学式を始め、各地区諸団体のイベントなど、多くの行事が予定されております。

閉会中の各委員会における審査・調査の申し出もございました。どうか、十分なる活動をお願い申し上げます。

今年の冬は暖冬であったため、桜の開花予想も各地誤っておりますが、当地みなかみにおいては、まだ暫く先になります。

寒さの残る気温変化の激しい日々もあるかと思われませんが、どうか健康には十分なる注意と管理をされまして、新しい町づくりのために、なお一層のご奮闘を下さいますことをお願い申し上げ、同志議員ならびに当局、町関係者の方々に対しまして、大変にご協力をいただいたことを厚く感謝を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

---

## 閉 会

議長（傳田創司君） これにて平成21年第2回（3月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

（ 13時00分 閉会 ）